

【論文】

警察活動の適切性が市民の警察信頼に及ぼす影響 市民アンケート 調査の分析

— 私的空間で発生する犯罪を中心に —¹

キム・ゴウン

博士 (法政策)

はじめに

本論文目的は警察政策的観点と警察活動の適切性²が市民の警察信頼に及ぼす影響に関連して私的空間で発生する犯罪を中心に市民の警察信頼との関係性を研究することにある。

社会と技術が急速に発展するにつれ、市民は毎日多様な治安状況を経験し、市民の安全と安心に関する社会的欲求はさらに増大した。これに伴い、生活全般に対する政府（国家）介入の必要性が日々増大し、警察という治安行政の代表機関の機能と権限が拡大した。

このため市民は警察の根本的な役割に対する関心を呼び起こすようになった。社会は新型コロナウイルス感染症事態によるパンデミックで日常生活にも変化が生じてしまった。外部活動が減少し、人々は主に家の中である「私的空間」で生活する機会が多くなった。人々は自宅で在宅勤務をし、勤務環境に変化が生じた。個人が以前とは違って家に留まる時間が増え、それに伴い社会全般的犯罪様相も変わった。同様に外出する機会が減少したため、街頭犯罪などは減少したが、私的空間内での犯罪が増加した。

私的空間という場所で発生する犯罪は警察活動で重要な位置を占め、警察活動の必要性が認められる犯罪であるにもかかわらず、積極的かつ直接的に介入するまでは困難がある。

私的空間で発生する代表的な犯罪としてDV（ドメスティック・バイオレンス）、児童虐待、高齢者虐待などが挙げられる。これらの犯罪の大部分は家族間で発生する犯罪であり、人間にとって最も根本的で一次的な社会構成員である「家族」と関連しているため、被害者に非常に致命的で直接的な犯罪であるにもかかわらず、発生時に警察に直接申告するこ

¹ 本論文は著者の博士論文「警察政策的観点と警察活動の適切性が市民の警察信頼に及ぼす影響」(2023) から要点を抜粋し、備忘録的にまとめたものである。今後、補充調査・研究などしたうえで、博士論文の出版を予定している。

² [図-1] 適正性と適切性の区分 (著者作成)

	適切性	適正性
日本語	状況・目的などにぴったり当てはまること。 その場や物事にふさわしいこと。 また、そのさま。	適当で正しいこと。また、そのさま。
	「適切に判断する」、「適切な表現」	「適正な価格」、「適正な運用」
英語	Appropriateness	Adequacy
	suitable, acceptable, or correct for the particular circumstances; an appropriate response.	adequacy is quality of being good enough or great enough in amount to be acceptable or usable.
韓国語	적절성	적정성
	꼭 알맞다.	알맞고 바른 정도.

とも容易ではなく、何より被害者が直接犯罪を申告して被害を認めて立証する過程が必要である。そのため、通報前までは警察だけでなく周辺にも知られていない。

警察にとって犯罪に対する捜査および事後対応も重要だが、根本的には犯罪を事前予防することがより重要である。また、市民にも犯罪が発生した時、警察官が迅速かつ正確に捜査して加害者を特定、逮捕して被害者を保護する法的手続きほど犯罪が発生せず、安全な生活を営むことができるということがより重要である。

そのため、私的空間で発生する犯罪への対策は市民の警察信頼と協力が前提にならなければならない。警察と市民間の肯定的な絆と信頼は、警察活動と治安サービスの質につながるという点は当然だからである。したがって、市民の警察に対する信頼は必須要素であり犯罪に対応する警察活動全般において非常に重要だと言える。

警察は法と社会が定めた法的根拠を通じて正統性を付与され、適切な手続きに従って業務を遂行する。市民は警察に自分の権利を制限し統制できる正統性を付与することで、警察との協力を通じて安全を保障され、社会治安を維持することができる。したがって市民は警察の法執行が適正かつ公平に執行されてこそ、警察活動と警察の介入を許容し協力する姿を見せる。

本研究でいう「警察政策」は国民の生命、身体財産を保護し、公共の安寧と秩序維持である警察の責務遂行を通じて究極的に人間の尊厳性を実現する政策をいう。特に私的空間で発生する犯罪である家庭内暴力、児童虐待、高齢者虐待は各々社会脆弱階層で発生する犯罪なので、その被害を予防して保護し社会で発生する葛藤を管理し関心を持つとする持続的な努力が要求される。政策は立案して施行し、そして評価するという過程が存在する。それゆえ、現在の警察活動の実態について把握し議論し、以後、政策的に警察活動を評価する過程を通じて今後の改善案を提示することができる。警察が多様な政策を作る機会を提供し、評価して改善させる試みを行えば、治安サービスを提供される市民に対して満足できるサービスを提供することができる。適切に政策を立案して、施行し、そして市民が積極的にその政策を認識して生活する上で助けとなることができれば、政策施行後、市民の警察信頼と治安は確保される。

このように警察政策は政策的過程を評価し、その結果が蓄積されれば長期的な治安計画を制定して治安状況も予測可能である。それゆえ、本研究は私的空間で発生する犯罪に対してこの警察政策的観点と適切性を備えた警察活動が市民の警察信頼に及ぼす影響について解明する。現在日本に居住する市民の警察信頼認識をアンケート調査を実施および分析することで、今後の警察活動に対する増進案と市民の警察信頼に及ぼす因子を把握し結果を提示できるという点でこの時点で必要な研究と言える。

まず、警察の適切性で定義した要素に関する国内外の先行研究を分析し、警察活動の適切性に対する多様な概念と警察信頼影響を及ぼす決定因子を捜し出し分析した。警察活動適切性因子と関連した理論は、警察政策と市民の関係に影響を及ぼす民主性、反応性、受容性と正統性理論、手続き的公正性理論、警察の説明責任と警察への苦情申立、市民協力、市民活動効果理論などであると仮定した。

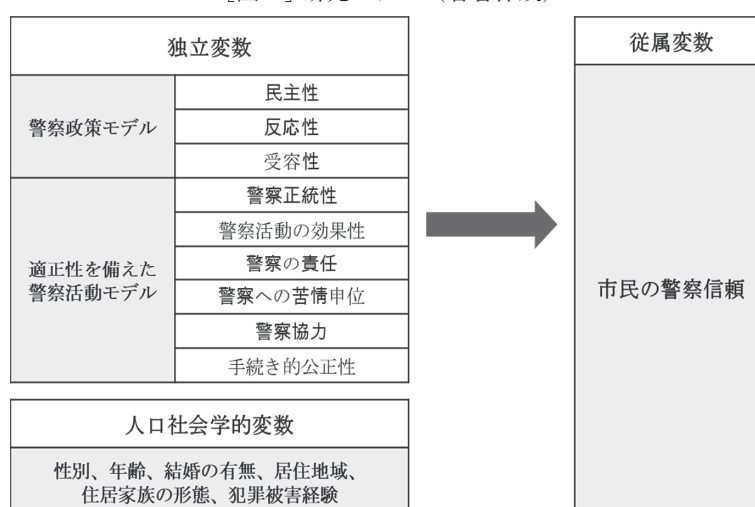
次に、警察に対する市民の信頼影響因子を実証的に分析するために全国的な一般市民を対象にしたアンケート調査を実施し、収集された資料を基に技術分析、因子分析、信頼度分析、相関分析、t-検定、一元配置分散分析、階層的回帰分析など多様な統計分析を実施した。

最後に、実証的調査研究の分析結果を基に警察に対する市民の信頼を向上させる方法を提示した。警察の信頼向上案は、同研究の分析結果や国内外の先行研究などの参考資料などをもとに提示した。

調査の研究モデル作成

本研究は適切性を備えた警察活動に対する市民の信頼に影響を及ぼす要因を9つの独立変数と定め、各独立変数の中で共通点を持つ変数を総合して「警察政策モデル」、「適切性を備えた警察活動モデル」、2つのモデルと定義した。警察政策的観点から私的空間で発生するDV、児童虐待、高齢者虐待犯罪に対応する警察活動に対して適切性を備えた警察活動が市民の警察信頼にどのような影響を及ぼすのか、そして影響を及ぼす要因は何なのかに対する分析をしようと試みた。本研究の分析結果として提示される政策および提言が妥当性及び信頼性を持てるように、科学的で実証的な研究方法を活用して資料を収集・分析した。

[図-2] 研究モデル (著者作成)



1) 調査票における質問項目の選定

(1) 民主性³

「民主性」とは本研究においては、民主性 (democracy) とは政策過程が公開され政策に対して国民の参加が保障される、それを討論する機会が保障されることを意味する。さらに、政策内容に対して国民が自分の意見を反映して合意に達することができなければならない。

警察政策も政策の一つであるため、このような民主性変数を測定するために使われた項目はパク・クンフ⁴の研究から引用して再構成した。調査対象者は次の5つの質問に同意するかどうかを調査した。

- ①警察は、DV・児童虐待・高齢者虐待の被害者に対して、性別や国籍などとは関係なく、公正かつ丁寧に対応していると思う。
- ②DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪に対する政策は、うまく行われていると思う。
- ③DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪に対して、警察の捜査能力は優れていると思う。
- ④警察のパトロール活動は、DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪への予防効果を有していると思う。
- ⑤警察は、DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪を、効果的に抑止していると思う。

上記のようにアンケート質問項目を定めたのは、民主性によって政策の実行過程で公開された政策が国民の参加と討論を保障しているが、現実的に警察政策に市民が直接参加することに限界がある。まず、警察の政策とそれともなう警察

³ 박근후. (2013). “공공정책과정의 가치와 공공관계”, 「정치커뮤니케이션 연구」, 29: p.94.

⁴ 前掲論文、96頁より引用。

活動を市民が肯定的に考えているかを重点に構成し、大衆に公開された警察活動がすべての市民に差別なく公正かつ丁寧なのかに対する認識と誰に適用しても一貫して適用できるかに対する測定をしようとした。そこで、現在、警察が実施している私的空間で発生する犯罪に対応する警察政策と活動が、関連犯罪抑制と捜査能力に対する市民の認識程度を測定するために質問を構成した。

(2) 反応性⁵

「反応性」とは、警察政策が国民の要求や状況の変化に迅速かつ適切に、そして好意的に反応しているかどうかを測定するものであるこのような警察反応性変数を測定するために使われた項目は、パク・クンプ⁶の研究から引用して再構成した。調査対象者は次の6つの質問に同意するかどうかを調査した。

- ①警察は、DV・児童虐待・高齢者虐待の犯罪被害者に対して、被害者保護のサービスを伝える必要があると思う。
- ②警察は、DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪の被害者の必要性に応じて、相談センターや保護センターといった関係機関と連携しなければならないと思う。
- ③私は、DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪に対応する現在の警察活動に満足している。
- ④警察は、DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪に対する支援を要請した人を、効果的に助けていると思う。
- ⑤警察は、DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪に対応するため、十分なサービスを提供していると思う。
- ⑥警察の積極的介入（例：家庭内での出来事に対する法執行、児童と保護者の分離措置等）は、DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪に効果的な対処方法であると思う。

反応性を測定するためには、国民の要求を政策がどれほど反映するかについての内容で構成した。市民の立場から、政策を実行する活動をする警察官が私的空間で発生する犯罪に対応する際、警察が満足できるサービスを提供しているかを測定しようとした。また、警察官の活動に反応する市民の立場では効果的だと感じるのか、そして提供されるサービスが効果的な方法だと認識するのかに対する測定を通じて政策が市民の要求に適した反応を示しているのかについてアンケート項目を構成した。

(3) 受容性⁷

「受容性」とは、警察政策に関して、政策の受益者である国民が心の中からこれを喜んで受け入れているかどうかを意味し、政策執行や政策関連のサービスなどが心理的に受け入れられるかどうかを表すものである。使用した質問項目はパク・クンプの研究から引用して再構成した。調査対象者は次の6つの質問に同意するかどうかを調査した。

- ①警察は、他の事件よりもDV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪に対する通報に迅速に対応しなければならないと思う。
- ②警察は、他の犯罪よりもDV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪が発生した事件に積極的に介入しなければならないと思う。
- ③私自身、DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪が発生した時の、通報と事件の処理過程をよく知っていると思う。
- ④DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪を処理するうえで、警察官個人の責任は重要であると思う。
- ⑤DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪は迅速に処理されなければならない。そして、まず被害者を加害者から保護するために両者を引き離すことが重要であると思う。

⁵ 同頁より引用。

⁶ 同頁より引用。

⁷ 同頁より引用。

⑥ DV・児童虐待・高齢者虐待といった私的空間で発生する犯罪は、被害者を虐待する加害者から引き離すことができれば、その加害行為は止まると思う。

受容性の質問項目は、政策が実行されたとき、市民が本当に受け入れられるかという部分が重点である。私的空間で発生する犯罪に対応する警察活動を心の中で受け入れる時、犯罪申告にともなう介入と対応、手続きに対する認識を測定する。そして私的空間発生犯罪に対応する警察官個人の行動と責任に対して市民が受け入れ感じる認識が市民の警察信頼に対して影響を及ぼすかを測定するためにアンケート質問項目を構成した。

(4) 警察の正統性

「正統性」とは、特にタイラー (Tom R. Tyler) に代表される欧米研究者の「手続き的公正」(procedural justice) 論が評価する「警察の正統性」を指し、単に正しいか、正しくないかという「正当性」(correctness) とは異なる。この論点に関して、正統性とは小林良樹論文の「ある組織・機関の存在と権限行使を容認する市民の意思」と定義されることを意味し⁸、「警察の活動が市民から理解、信頼及び支持を得ている場合にのみ、『警察は正統性を持つ』」⁹と解説され、本稿もこの小林論文解説の意味で「警察の正統性」を利用する。市民は、警察の活動に「正統性」があると認識すれば積極的に警察に協力し、法令を遵守する。従って、警察が「正統性」を有する場合、警察は犯罪対策等の諸活動をより効果的に実施し得ると主張する理論である¹⁰。サンシャインとタイラーの研究によると、警察の正統性の結果因子 (consequent) は3つで、市民の法律遵守 (compliance)、市民の警察協力 (public cooperation)、警察に対する権限の付与 (empowerment) がある¹¹。この研究を通じて市民の警察の正統性に対する認識は警察に対する順応や協力、ひいては法律と秩序を維持する日常的な業務で警察に広範囲な自由裁量を付与するということを発見した¹²。

吉田如子¹³は「英国との比較研究を通じて日本の警察の正統性について、日本の正統性追求戦略は、米国型の民主主義の原理を徹底した、外部からの政治任官の多い政治統制型ではなく、英国型の政治的中立性重視型に近いといえることができる。日本においては、都道府県警察はおろか、監督機関である警察庁も他の多くの中央官庁とは異なり、政治部門からの認証は受けても、外部からの政治任官は行われず、公安委員会の設置により直接の政治支配を排除している。英国も内務省からの統制を緩衝する機能を持つ police authority 制度を有する。この正統性追求戦略の違いは、警察活動スタイルにも影響を及ぼすと考えられる」と述べている¹⁴。

キム・ゴウンは、京都産業大学大学院博士前期課程の論文において、警察の正統性と職務満足に対する理論的説明と先行研究を整理し、先行研究などを土台に自主質問項目を作成、アンケート調査を実施し、サービスを提供する側である警察官の警察の正統性認識と職務満足に及ぼす影響を研究した。アンケート調査は京都産業大学社会安全・警察学研究所の研究調査の一環として行われ、警察庁警察大学校警部任用課に入校中の警察官 423 人から有効回答を受けた。本調査により、日本警察の正統性認識による職務満足に有意義な項目は、「手続保障」と「組織公正性」、「市民とのサポート」と「手

⁸ 小林良樹「『警察の正統性』理論と『手続き的公正』理論」『警察政策』第18巻2016年、78-79頁。Lorraine Mazerolle, Elise Sargeant, Adrian Cherney, et.al. (2014), *Procedural Justice and Legitimacy in Policing*, Springer, pp.1-3

⁹ 小林良樹 (2016)、前掲論文、79頁より引用。

¹⁰ 前掲論文、79頁より引用。

¹¹ Sunshine, J., & Tyler, T. R. (2003). The Role of Procedural Justice and Legitimacy in shaping Public Support for Policing. *Law and Society Review*, 37(3), pp.517-548.

¹² Ibid.

¹³ 吉田如子「警察の正統性追求と警察活動の低下」『法社会学』2008年第69号、189頁より引用。

¹⁴ 吉田如子 (2008)、前掲論文、189頁より引用。

統的正義」であった。海外の正統性研究が日本警察に適用しても有意義な結果が出る可能性があることが分かった¹⁵。

「警察の正統性」に関して、その様々な研究結果は、警察機関を正統かつ公正であると考える市民は、警察機関とよりよく協力する傾向があることを示している。この警察の正統性変数を測定するためにイム・チャンホ¹⁶、ゴー (Gau)¹⁷、コケル (Kochel) とパークス (Parks) とマストロフスキー (Mastrofski)¹⁸、マーフィー (Murphy) とメーザーレル (Mazerelle) とベネット (Bennett)¹⁹ などの研究で使われた質問を利用した。警察の正統性因子を測定するため、海外の先行研究で有意義に測定された質問項目を参考にした。今回の研究では、日本市民を対象に調査するため、次の6つのアンケートで構成した。

- ①警察は必要に応じて法律に基づき加害者を逮捕していると思う。
- ②私的空間で発生する犯罪に対応する際に、警察が法的手続きを守ることは非常に重要であると思う。
- ③市民はたとえ警察の命令に賛同していなかったとしても、警察の指示には従わなければならないと私は思う。
- ④私は警察に従わなければならない道徳的義務を感じている。
- ⑤警察の法律違反は正統化されないと思う。
- ⑥警察は市民に対し、警察がとる対応について率直に説明しなければならないと思う。

警察の正統性研究者たちは共通して、「もし市民が法的権威に対する正統性を認識すれば、市民はより一層法を遵守し警察に協力する」と主張している²⁰。そして警察の正統性は、警察が決定を下し権威を行使する過程での公正性に対する市民の判断とかなり密接な関連性を持つという先行研究を参考にして確認し²¹、日本市民の警察の正統性認識に対して測定して市民の警察信頼にどのような影響を及ぼすのかを調べるためにアンケート質問項目を構成した。

(5) 警察活動の効果性

警察活動の効果性は、犯罪と関連した警察の業務遂行能力に代弁される道具的側面に関する評価と言える。すなわち、警察活動の効果性は犯罪に対する警察組織の対応力量を意味し、このような警察組織の対応力量に対して市民が持つ態度であり警察力量に対する主観的評価と定義される。先行研究と同様に、本研究で警察効果性認識は「犯罪に対する警察組織の対応力量と関連した市民の評価」と定義される²²。

警察成果モデル (police performance model) によると、警察による低い成果は警察に対する市民満足度において低い評価を引き起こす。警察機関の効果性の主な基準は、典型的に犯罪統制、秩序維持、そして犯罪恐怖の減少を含む。もし市民は警察官が有能で職務を遂行すると信じるなら、警察の成果の特定の側面も満足していると信じるだろう²³。市民が警

¹⁵ キム・ゴウン (2020)、警察正統性が警察組織と個人の職務満足に及ぼす影響、京都産業大学大学院法学研究科修士論文 (未公開)。

¹⁶ 임창호. (2018). “시민의 법률준수 및 경찰협력에의 영향요인: 경찰 정당성 이론을 중심으로”, 『경찰학연구』, 20(1): p.165-199.

¹⁷ Gau, J. M. (2005). Procedural justice, police legitimacy, and legal cynicism: a test for mediation effects. *Police Practice and Research*, 15(5), pp.402-415.

¹⁸ Kochel, R. R., Parks, R., & Mastrofski, S. D. (2013). Examining Police Effectiveness as a Precursor to Legitimacy and Cooperation with Police. *Justice Quarterly*, 30(5), p.912.

¹⁹ Murphy, K., Mazerelle, L., Bennett, S. (2014). Promoting trust in police: Findings from a randomised experimental field trial of procedural justice policing. *Policing and Society*, 24(4), pp.405-424.

²⁰ D. Bayley, & H. Mendelsohn. (1969). *Minorities and the police: Confrontation in America*. New York: Free Press. pp.65-90; A. Reiss. (1971). *The police and the public*. New Haven: Yale University Press. pp.45-80.

²¹ 류준혁. (2015). “질차적 공정성과 정당성 확보가 시민의 법준수 인식에 미치는 영향”, 『치안정책연구』, 29(1): p.137.

²² 김승현, 조영일. (2021). “시민의 경찰협력의사에 대한 영향요인”, 『한국경찰학회보』, 23(5): p.5.

²³ 임창호. (2020). “경찰활동에 대한 시민 만족도에의 영향요인”, 『한국치안행정논집』, 17(3): p.197.

察の効果を否定的に認識するという意味は、警察力量が不足し、法を執行する上でその役割を果たせていないと市民が感じていると説明できる。市民の意見と態度が主観的評価で定義されても、市民を相手に法を執行する警察官の立場では、市民の否定的な意見が多数形成されれば、警察官に対する信頼と警察組織と政府および社会全体に対する不信につながりかねないため、治安社会の形成に困難をきたす恐れがある。

「警察活動の効果性」とは、警察組織の存在理由 (raison d'être) とも言える犯罪統制と犯罪問題解決のため行われる警察活動が、効果的であるかどうかを市民がどのように認識しているかを意味する²⁴。警察活動の効果性変数は、サンシャイン、タイラー²⁵の測定ツールを利用して、次のような6つの質問項目を測定のために設問した。

- ①警察はDV関連の犯罪に効果的に対応していると思う。
- ②警察は児童虐待犯罪に効果的に対応していると思う。
- ③警察は高齢者虐待犯罪に効果的に対応していると思う。
- ④警察は市民の通報に迅速に対応していると思う。
- ⑤警察は発生した犯罪を解決するため効率的な対応をとっていると思う。
- ⑥警察は市民の通報に対して積極的に対応する努力をしていると思う。

(6) 警察の説明責任

「警察の説明責任」とは、警察が職務を遂行しない時に責任を負わせる国内外の牽制と均衡であると定義され、この制度は警察の清廉性を維持し、違法行為を防止し、治安維持に対する大衆の信頼を高めるためのものである。警察責任には政府代表、議会、司法府、市民社会行為者および国家人権機関のような独立機関を含め、現代民主主義の多様な階層を代表する多くの多様な行為者が含まれる。警察官の権限行使はそれにとまなう責任が伴わなければ権力の乱用と誤用をもたらす恐れがあるので、権力乱用および誤用を防止するために合理的な警察責任制度が用意されなければならない。説明責任 (accountability) とは、警察が警察組織の目的と期待を著しく逸脱したとき、それに対する満足できる理由を提供するよう求めることである。したがって、警察責任とは警察組織で何らかの職位を占めている警察公務員が引き受けた役割または職務を遂行するにあたって一定の行為規範に従って行動しなければならない義務または任務と言え、また義務を前提とした行為に対して評価を受けなければならない状態にあることを意味する。反面、警察統制とは警察責任を確保するために設定された警察政策の目標または基準に従って成果を測定しこれに合わせられるよう是正する努力であり、警察目標や計画を望ましい方向により効果的に達成するようにする重要な警察管理機能の一つであり、警察統制は警察の責任を前提とする概念である²⁶。

「警察の説明責任」とは、説明責任やアカウンタビリティという語句に関し、現在までのところ、日本の法律上には特段の定義は存在しない²⁷。日本的な説明責任の概念は、実際の様々な局面において、情報開示や透明性の確保と実質的にはほぼ同義で用いられている場合、あるいは、情報開示や透明性の確保がその中核的な要素に据えられている場合が少なくないと思われる²⁸。

²⁴ 李亨豆. (2020)、前掲論文、16頁より引用。

²⁵ Tyler, T. R. (2003). Procedural Justice, Legitimacy and the Effective Rule of Law, *Crime and Justice: A Review of Research*, Crime and Justice, 30, pp.283-357.

²⁶ Tom R. Tyler. (2006). Restorative Justice and Procedural Justice: Dealing with rule breaking. *Journal of Social Issues*, 63(2), pp.312.

²⁷ 小林良樹「都道府県警本部長による対外説明の意義 — 基本的な諸概念 (アカウンタビリティ、説明責任、正統性、信頼) の整理 —」『社会安全・警察学』2021年、第8号、96頁より引用。

²⁸ 前掲論文、99頁より引用。また、制度説明責任として、「行政の仕組みは人為的なものであり、ある目的を目指して作られた仕組み

警察の説明責任について、警察のアカウントビリティに関する先行研究を通じて、警察が結果に対して責任を負う上で影響するキーワードを中心に構成することにした。警察が法執行をして市民に接する上で正しく遂行し責任を果たすために、「内的に自ら努力しているのか」、あるいは「外的には市民との意思疎通を通じて相互作用したのか」に対する内容でアンケートを構成した。これは警察が自らの責任を正しく遂行し、もしそうでなければその結果に対して責任を負うようにすることを目的とする内的外的牽制および均衡体制を意味する²⁹。そのような牽制と均衡体制は、警察の腐敗を抑制し、警察の非行を制止し、警察活動に対する市民の信頼を向上させることを意味する。警察説明責任変数測定のために使われた項目は次のように4つの質問項目が使われた。

- ①私は警察が透明性を持っている機関であると思う³⁰。
- ②私は警察が自分たちの活動を市民によく説明していると思う³¹。
- ③私は警察が市民とよく対話（コミュニケーション）をしていると思う³²。
- ④私は警察が市民の意見・要望をよく聞いていると思う³³。

(7) 警察への苦情

警察責任について議論する際には、「苦情」(complaint)についても説明が必要である。例えば本学の社会安全・警察学研究所を日本側代表機関として、警察の説明責任と説明義務に対する国際研究(POLACS)を進めている。当研究においても苦情の概念と手続きと制度などについて議論している。国際研究に参加している国は日本、ドイツ、カナダ、英国、フランスの5カ国で、苦情³⁴に対する定義も各国別の警察システムと法的、文化的、そして社会的影響によって少しずつ差はあるが、警察責任における苦情は単語概念の整理においても非常に重要な概念といえる。市民が警察サービスに

である。したがって、行政活動はおしなべて説明責任を負う点に、私人の活動との差異が認められる。とくに、市民の権利・利益に対して規制的な影響を及ぼす制度の形成に際しては、制度趣旨、目的をていねいに市民に説明することが大切となる」とも説明される。大橋洋一『BASIC 公共政策学 第6巻 政策実施』ミネルヴァ書房、2010年、22頁より引用。

²⁹ 임창호. (2022). “경찰책임제도의 실태분석 및 개선방안”, 『韓國公安行政學會』, 89: 400.

³⁰ White, M. D., Fradella, H. F., & Flippin, M. (2021). How Can We Achieve Accountability in Policing? The (not-so-secret) Ingredients to Effective Police Reform? *Lewis & Clark Law Review*, 25(2), p.419.

³¹ Ibid., p.411.

³² UNITED NATIONS OFFICE ON DRUGS AND CRIME Vienna, op. cit., p.56.

³³ Ibid., p.101.

³⁴ 筆者がメンバーとして参加している京都産業大学社会安全・警察学研究所を日本側代表機関とする、日本学術振興会の欧州との社会科学分野における国際共同プログラム(ORA プログラム)の研究テーマは警察の説明責任の国際基準を策定することである。社会、文化、警察制度などが異なる参加国をどう比較するのが議論となり、そこで各国の警察への苦情申告制度を比較、質的調査、量的調査を分析することに国際基準を策定しようとしている。民主主義国家では警察への統制がなされており、警察への苦情制度の整備は非常に重要であると言える。

[図-3] Police accountability (POLACS) 参加国における「苦情」の定義(著者翻訳)。

日本	苦情	警察公務員の違法または不当な措置または不作為によって被った不利益に対する不満および各特定不利益の是正要請。警察公務員の不適切な職務処理に対する苦情提起。
カナダ	Plainte	法律の定めるところにより苦情を申し立てる人。
フランス	Plainte	被害者だと主張する人が公的な措置を取るために(刑法に反する)犯罪を裁判所の関心を引くために提起する行為。
ドイツ	Beschwerde	警察の措置又は措置不足、または各警察組織(各連邦)又はこれに代わって提供するサービス標準について不満を表明する一般人(又は場合により警察構成員)。
イギリス	complaint	警察官/職員または軍隊に対する1つ以上の違法行為疑惑を詳しく説明できる一般人の申告書。

対する評価を下す手段はたくさん存在するが、その中の一つとして警察に対する苦情申立制度を挙げることができる。警察官個人に対する苦情、警察組織に対する苦情、そして法執行過程での手続き的な苦情などがありうる。市民は苦情が生じた時、発生した問題に対して積極的に警察に苦情を提起することができ、警察も解決しようとする意志を示さなければならない。この過程を通じて警察は市民が感じる問題点を把握することができる。したがって治安サービス提供において把握した問題を補完し改善させることができるため、苦情を面倒くさいし不便に思うよりは積極的に受け入れようとする態度を持たなければならない。さらに警察は、市民に苦情が発生した時、問題を提起できる手続きと方法についても知らせる努力をしなければならない。

民主主義国家では、警察は政治や市民の統制下にあり、特に市民からの警察への苦情を権限当局に申告する制度が整備されている。「警察への苦情」とは、日本の警察法第78条の2の条文によれば、「警察職員の職務執行において市民と接触した際、警察職員が職務執行において違法、不当な行為をし、又はすべきことをしないことにより何らかの不利益を受けたように感じたなどした場合、当該市民が具体的には是正を求め、警察職員の不適切な執務状態に対する不満、不服を指す」と定義されている。これをヒントに市民がどの程度、警察苦情制度を認知および認識しているかを測定するために4つの質問項目を設けた。

- ①警察への苦情を警察組織に申し立てたことがある。
- ②警察への苦情を警察組織以外の機関に申し立てたことがある。
- ③警察に苦情を申し立てても無駄であると思う。
- ④私は警察への苦情申立を、独立した第三者機関に任せた方が良いと思う。

(8) 警察協力

「警察協力」とは、警察実務で主に使われる協力治安と類似した概念で、警察活動に対する市民の協力と参加を意味する³⁵。このような警察協力または協力治安の必要性は、警察活動の効果的で効率的な遂行と密接な関連があると言える³⁶。警察への協力の重要性はすでにかなり議論されているが、ゴールドスミスは警察に対する信頼 (trust) と警察への協力 (cooperation) の重要性を力説³⁷して、スコガン (Skogan) とフリダール (Frydl) は、将来の警察活動における大衆の協力を得るための研究を新たな課題として挙げた³⁸。このような協力は規範的な重要性の他にも、実質的な警察活動への重要性が各分科別に議論されたが、コミュニティ・ポリシング (community policing) の側面でも警察に対する市民の協力は相当な重要性を持ち³⁹、警察の対テロ活動にも相当な重要性を持っていること⁴⁰が分かった⁴¹。なぜ市民は犯罪や無秩序との戦いにおいて警察と協力するのか。説明可能な1つの理由は、市民は警察が犯罪や無秩序との戦いにおいて効果的であると認識しているため、警察と協力するという点である。すなわち、警察協力意思とは、警察活動に対して市民が喜んで

³⁵ 김학범 . (2015). “협력치안 활동이 경찰의 신뢰도에 미치는 영향에 관한 연구”, 『韓國公安行政學會報』, 61.: 80

³⁶ 前掲論文、81頁より引用。

³⁷ Goldsmith, Andrew. (2005). Police reform and the problem of trust. *Theoretical criminology*, 9(4), pp.443-470.

³⁸ Skogan, Wesley, & Frydl, Kathleen. (2004). *Fairness and effectiveness in policing: The evidence*. National Academies Press.

³⁹ Edwards, Charles J. (2005). *Changing policing theories for 21st century societies*. Federation Press.

⁴⁰ Cherney, Adrian, & Murphy, Kristina. (2013). Policing terrorism with procedural justice: The role of police legitimacy and law legitimacy. *Australian & New Zealand journal of criminology*, 46(3), pp.403-421.

⁴¹ 이영섭 . (2017). “경찰에 대한 협력을 이끄는 요소들의 정치체계에 따른 차이점에 대한 연구 - 정당성 이론을 중심으로”, 『경찰학연구』, 50: 113-114.

協力または参加しようとする意志で説明できる⁴²。

警察は警察活動の効果性と効率性、そしてこれを土台にした警察活動の成果を増進させるためには警察活動に地域社会と地域社会居住市民の参加と協力を誘導しなければならない必要があるということである。したがって、そのために警察は市民そして地域社会との関係増進のために努力しなければならない、このような努力を土台に警察活動に対する市民の協力と参加を誘導し、警察と市民が共同で地域社会の犯罪問題を予防し解決できるよう努力しなければならないと言える⁴³。警察協力変数を測定するため、タンケブ⁴⁴、ライシグ・ブラトン・ガーツ⁴⁵などの研究で使われた質問項目のうち以下の4項目が使われた。

- ①私は警察の捜査活動のために必要があるなら、喜んで警察を助けるつもりである。
- ②私は犯罪行為や不審な行為を目撃した場合には、警察に通報するである。
- ③私は警察の犯罪予防活動に積極的に協力するつもりである。
- ④私は警察から頼まれたら、喜んで警察を助けるつもりである。

(9) 手続き的公正性

「手続き的公正性」の認識は、警察活動が手続きに従って公正に行われ、意思決定を下すにあたって客観的事実が土台になったということに対する市民の認識を意味する。使用された項目は、レイシグ (Reisig)⁴⁶の研究から引用された。市民が警察をより正当だと認識した時、さらに警察に協力すると報告している。警察が市民から正当性を高め、協力と尊敬を得るためには、手続き的公正性に努める必要がある⁴⁷。調査対象者は次の5つの質問に同意するかどうかを調査した。

- ①警察は客観的事実に基づく意思決定をしていると思う。
- ②警察は法を執行する際に、市民に対して自分たちの決定および措置を十分に説明しようと努力していると思う。
- ③警察は個人的偏見ではなく事実に基づいて決定を下していると思う。
- ④警察は法律を正確に理解して適用していると思う。
- ⑤警察は規則を誰に対しても一貫性をもって適用していると思う。

手続き的公正性結果を得るために使われる手段と見る観点に基づき、フォールジャー & グリーンバーグ (1985) は手続き的公正性を二つの次元で理解しようとした。第一に、個人の意思決定に影響を及ぼし、自分の意思を話す機会を持つ時、手続きがより公正だと知覚される。第二に、手続き的公正性は意思決定過程で行われる行為の有無を強調するため、意思決定過程で手続き的規則が守られたのか、それとも違反したのかによって手続き的公正性程度が変わる。このような手続き的規則は、意思決定が私的偏見なしに正確な情報を持って結果が修正される余地を残して行われなければならない、一貫性を持たなければならないことを示唆する⁴⁸。

⁴² 김승현, 조영일. (2021). "시민의 경찰협력의사에 대한 영향요인", 『한국경찰학회보』, 23(5): 4.

⁴³ 홍승표, 前掲論文、426頁より引用。

⁴⁴ Tankebe, J., (2013) Viewing Things Differently: The Dimensions of Public Perceptions of Police Legitimacy. CRIMINOLIGY, 51(1), pp.103-135.

⁴⁵ Reisig, M. D., Bratton, J., & Gertz, M. G. (2007). The construct validity and refinement of process-based policing measures. Criminal Justice and Behavior, 34(8), pp.1005-1028.

⁴⁶ Ibid.

⁴⁷ 류준혁. (2015), 前掲論文、133頁より引用。

⁴⁸ Greenberg, J. (1987). "Reactions to Procedural Justice in Payment Distributions: Do the Means Justify the Ends?" Journal of Applied Psychology, 72, pp.55-61.

手続き的公正性を測定するためには、警察活動が手続きに合わせて市民に接しているかどうかについての項目で構成した。手続き的公正性を備えた警察活動は、法律を遵守して法執行をする警察官の客観的な態度をはじめ、市民に対する態度が一貫して客観的であるかに対する部分まで手続き的公正性に該当する。そこで、外国の先行研究で有意義な測定項目を翻訳してアンケートを構成し、市民の警察信頼に影響を及ぼすかどうかを測定した。

2) 従属変数（市民の警察信頼）

「警察信頼」は「警察が市民に対して正しい意図を持っており、特定の状況下において、特定の方法で行動するのに有能であるという信頼」と定義できる⁴⁹。つまり警察信頼とは、警察が彼らの任務を効果的かつ効率的に遂行するという狭い公共評価を越え、警察が地域社会の要求を理解し、人々を公正かつ尊厳に接し、情報を提供し、地域社会の構成員が地域問題を強調できる声を許容するという意味である⁵⁰。「警察に対する市民の信頼」とは、広義的には市民が警察活動に肯定的な信頼を持ち、好意的な感情と行動を見せる持続的な性向と見ることができ、協議的には国民が警察活動に肯定的に評価しようとする性向または国民が警察行政に対して好意的に感じる感情と定義できる⁵¹。

警察に対する市民の信頼とは、警察が与えられた任務を正しく遂行して欲しいという市民の期待を意味する。警察に対する市民の信頼は、タンケブ⁵²の測定ツールを活用して次の4つの質問項目に測定した。警察は市民の信頼を土台に個人の自由を統制できる正統性を与えられて警察活動を実施するため、警察に対する市民の信頼は警察組織にとって非常に重要だと言える。今回の研究で市民の警察信頼を従属変数に定め、独立変数である警察政策的観点と適切性を備えた警察活動との関係性を研究しようとし、以下のようにアンケート質問項目を定めた⁵³。

- ①私は警察を誇りに思っている。
- ②私は警察を信頼している。
- ③私は警察をおおむね正直であると思う。
- ④私は警察が法律に基づいて常に行動していると思う。

3) 仮説の設定

本研究では、前述の理論及び先行研究に基づき、政策的観点の3つの因子と適切性を備えた警察活動の6つの因子で構成された警察政策的観点と適切性を備えた警察活動を、9つの因子である独立変数が従属変数である市民の警察信頼に影響を及ぼすかを測定するために、以下の仮説を設定した。

⁴⁹ 김영수. (2019). “경찰에 대한 시민 신뢰의 향상방안”, 「박사학위논문」, 대전대학교 대학원. p.8.

⁵⁰ Jackson, Jonathan and Bradford, Ben (2010) What is trust and confidence in the police? Policing. a journal of policy and practice, 4(3), p.5.

⁵¹ 임창호. (2015). “경찰조직문화의 인식 유형이 시민신뢰에 미치는 영향에 관한 연구”, 「韓國公安行政學會報」, 61: 144.

⁵² Tankebe, J.(a). (2009). Public cooperation with the police in Ghana: Does procedural fairness matter? Criminology, 47(4), pp.1265-1293.

⁵³ 홍승표, 前掲書、424頁より引用。

[図-4] 仮説の設定

区分	内容
仮説1	民主性は、市民の警察信頼に“正(+)”の有意な影響を及ぼすだろう。
仮説2	反応性は、市民の警察信頼に“正(+)”の有意な影響を及ぼすだろう。
仮説3	受容性は、市民の警察信頼に“正(+)”の有意な影響を及ぼすだろう。
仮説4	警察の責任は、市民の警察信頼に“正(+)”の有意な影響を及ぼすだろう。
仮説5	警察の苦情申位は、市民の警察信頼に“正(+)”の有意な影響を及ぼすだろう。
仮説6	警察正統性は、市民の警察信頼に“正(+)”の有意な影響を及ぼすだろう。
仮説7	警察協力は、市民の警察信頼に“正(+)”の有意な影響を及ぼすだろう。
仮説8	手続き的公正性は、市民の警察信頼に“正(+)”の有意な影響を及ぼすだろう。
仮説9	警察活動の効果性は、市民の警察信頼に“正(+)”の有意な影響を及ぼすだろう。

4) 標本抽出及び分析方法

警察に対する市民の信頼影響因子を実証的に分析するために全国的な一般市民を対象にしたアンケート調査を実施し、収集された資料を基に技術分析、因子分析、信頼度分析、相関分析、t-検定、一元配置分散分析、階層的回帰分析など多様な統計分析を実施した。

5) 変数操作の定義および測定方法

(1) 人口社会学的変数

当研究の人口社会学的変数は性別、結婚の有無、居住形態、犯罪被害経験、年齢、居住地域などを選定した。いわゆる世論調査対象者の属性が後述する独立変数にどう影響を与えるのかを測定したいと考えたからである。まず、性別は、女=1、男=2でコーディングし、多重回帰分析では性別変数はダミー変数(女=0、男=1でコーディング)を利用した。他の変数の場合も順に番号を付与してコーディングした。

(2) 独立変数

この研究で警察活動の適切性の決定因子として「民主性」、「反応性」、「受容性」、「警察の正統性」、「警察活動の効果」、「警察の説明責任」、「警察への苦情」、「警察協力」、「手続き的公正性」など9つを独立変数に定めた。

(3) 従属変数(市民の警察信頼)

警察に対する市民の信頼とは、警察が与えられた任務を正しく遂行して欲しいという市民の期待を意味する。警察に対する市民の信頼は、タンケブの測定ツールを活用して測定した。警察は市民の信頼を土台に個人の自由を統制できる正統性を与えられて警察活動を実施するため、警察に対する市民の信頼は警察組織にとって非常に重要だと言える。

変数に使用されたアンケートへの回答は、すべて4点尺度によりなされ、1=当てはまる、2=どちらかといえば当てはまる、3=どちらかといえば当てはまらない、4=当てはまらないという回答方法を選択した。

資料収集及び資料分析方法

1) 資料収集

当研究のためのデータを収集するために2023年2月1日から2月28日まで全国の市民を対象にした世論調査を実施した。実施は世論調査機関である中央調査社に調査を委託した。京都産業大学社会安全・警察学研究所の調査である旨を告

知し、「警察活動に対する市民アンケート調査」として実施した。調査方法は、全国無作為標本の市民に対して調査票を郵送し、調査票に回答した後、同封の返信用封筒に入れて回収する方式で2月28日までに収集された。1500人のうち回収されたサンプルは728人のアンケートで、回収率は48.53%である⁵⁴。回答はすべて回答番号で行われたので、回答結果をまとめデータ化し、そのデータを分析するために、研究分析プログラムではIBM SPSS Statistics 27.0を使用した。

2) データ分析方法

収集されたデータについては、測定変数について、①技術的統計分析⁵⁵、②因子分析、③信頼度分析、④相関関係分析、⑤多重回帰分析、⑥両独立標本t-検定、⑦一元配置分散分析を実施した。

- ①まず、「技術的統計分析」では、人口社会学的資料に対して頻度分析をすることで調査対象者の主な特性を把握した。
- ②「因子分析 (factor analysis)」とは、様々な変数の共通因子があると仮定し、この因子を探し出して各変数がどの程度影響を受けているのかを調べて、該当集団の特定が何かを調べようとする分析である。
- ③「信頼度分析」とは、被実験者に対して同じ検査を繰り返し実施したときの測定の一致性を意味する。すなわち、どれだけ安定のかつ一貫して測定したかの問題であり、検査ツールが正確に誤差なく測定した程度を意味するが、この研究では因子分析の結果相関の高い質問を対象に Chronbach's α 値を確認し、Chronbach's α 値が0.7以上になるかを確認した。
- ④「相関分析」は、変数間で互いに関係があるかどうかを調べる分析方法である。研究対象とする変数間の関連性を分析するために使用する方法として、一つの変数が他の変数と相関性があるか、あればどの程度相関性があるかを調べることができ、本研究では主要な独立変数と従属変数間で相関関係分析をした。
- ⑤「多重回帰分析」とは、一つの従属変数に影響を与える変数が何であり、その中で最も大きな影響を及ぼす変数は何か、また従属変数を説明する最も適したモデルが何かを明らかにする分析方法である。本研究では従属変数に対してどのような独立変数が統計的に有意な影響を及ぼすかを分析した。
- ⑥「独立標本t-検定」は、二つの標本が抽出された母集団が互いに独立的な時、二つの集団の平均が同じかどうかを比較するために使われる方法であり、この研究では性別に対して平均の差が統計的に有意かどうかを分析した。
- ⑦「分散分析 (ANOVA)」は、二つの集団以上の集団間に平均差があるか否かを検証する統計的方法であり、分散分析はF-分布を利用するためF-検定とも呼ばれる。一元配置分散分析 (one-way ANOVA) とは独立変数が1つだが、様々なレベルの性格を持っていることを意味する。

調査結果

1) 人口社会学的変数の分析

本研究の調査対象者の性別は、下記 [図-5] のように「女性」が376人 (51.6%)、「男性」が352人 (48.4%) であった。

⁵⁴ 本調査は筆者が参加しているORAプログラムの研究調査の一環として同プログラムの予算措置を得て行われた。筆者の博士論文のテーマ内容とも合致するので、筆者自身が浦中千佳央、中央調査社のアドバイスを受けながら、世論調査の質問項目、規模、調査方法を策定し、分析を自身で行った。

⁵⁵ 技術統計：測定や実験で収集した資料の整理、表現、要約、解釈などを通じて資料の特性を究明する統計的方法である。大量の情報を簡明に整理、要約、伝達するためにデータの分布の形、平均、分散などの分布の特性値を分析する。前掲書、87頁より筆者翻訳引用。

[図-5] 性別分布分析

性別	回答数(%)
女性	376(51.6)
男性	352(48.4)
合計	728(100)

調査対象者の年齢の場合、「20代」が15人(2.1%)、「30代」が120人(16.5%)、「40代」が123人(16.9%)、「50代」が133人(18.3%)、「60代以上」が337人(46.3%)であった。研究対象者の年齢別分布程度は以下の通りである。本研究のアンケート方式が郵便形式のアンケート調査だったという点を考慮してみると、「40代」以上の回答者の割合が「20代」と「30代」の比率と比較した時に高かった。

[図-6] 年齢別分析

年齢	回答数	パーセント
20代	15	2.1
30代	120	16.5
40代	123	16.9
50代	133	18.3
60歳以上	337	46.3
合計	728	100

調査対象者の結婚の有無については、[図-7]のように「結婚している」と答えた対象者は549人(75.4%)、「結婚したことがない」と答えた対象者は101人(13.9%)、「結婚していないが、パートナーと暮らしている(事実婚や同性のパートナーなど)」と答えた対象者は6人(0.8%)、「離婚した」と答えた対象者は29人(0.8%)、「死別した」と答えた対象者は40人(5.5%)、そして「未応答」3人(0.4%)であることが分かった。

[図-7] 結婚の有無

結婚の有無	回答数	パーセント
結婚している	549	75.4
結婚したことがない	101	13.9
結婚していないが、パートナーと暮らしている(事実婚や同性のパートナーなど)	6	0.8
離婚した	29	4
死別した	40	5.5
無回答	3	0.4
合計	728	100

調査対象者の居住家族の有無を分析した場合、「単身世帯」が61人(8.4%)、「夫婦のみ」が201人(27.6%)、「異性の友達と一緒に居住」が2人(0.3%)、「家族と一緒に居住」が458人(62.9%)、「その他」が1人(0.1%)、「未応答」が5人(0.7%)であることが分かった。

[図-8] 居住家族の有無

居住家族の有無	回答数	パーセント
単身世帯	61	8.4
夫婦のみ	201	27.6
(事実婚や同性のパートナーなどを含む)		
異性の友達と一緒に居住	2	0.3
家族と一緒に居住	458	62.9
その他	1	0.1
無回答	5	0.7
合計	728	100

調査対象者の犯罪被害経験の分布については、[図-9]と同様に、「ある」が203人(27.9%)、「ない」が467人(64.1%)、「自分は犯罪被害にあったことはないが、警察に通報したことがある」が48人(6.6%)、「答えたくない」が2人(0.2%)、「未応答」が8人(1.1%)であることが分かった。

[図-9] 犯罪被害経験

犯罪被害経験	回答数	パーセント
ある	203	27.9
ない	467	64.1
自分は犯罪被害にあったことはないが、警察に通報したことがある	48	6.6
答えたくない	2	0.3
無回答	8	1.1
合計	728	100

調査対象者の居住地域については、「北海道」が41人(5.6%)、「東北地方」が38人(5.2%)、「関東地方」が287人(39.4%)、「中部地方」が116人(15.9%)、「近畿地方」が117人(16.1%)、「中国地方」が41人(5.6%)、「四国地方」が22人(3.0%)、「九州地方」が66人(9.1%)であることが明らかになり([図-10]参照)、日本全国での回答が行われていることが分かるため、この研究対象者の居住地域別分布程度は適切と考えられる。

[図-10] 居住地域

居住地域	回答数	パーセント
北海道	41	5.6
東北地方	38	5.2
関東地方	287	39.4
中部地方	116	15.9
近畿地方	117	16.1
中国地方	41	5.6
四国地方	22	3
九州地方	66	9.1
合計	728	100

2) 技術的分析

「民主性」

警察は、DV・児童虐待・高齢者虐待の被害者に対して、性別や国籍などとは関係なく、公正かつ丁寧に対応していると思う。

[図-11]v1.1.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	77	10.6	10.6
②どちらかといえば当てはまる	447	61.4	61.4
③どちらかといえば当てはまらない	157	21.6	21.6
④当てはまらない	36	4.9	4.9
無回答	11	1.5	1.5
合計	728	100.0	100.0

DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪に対する政策は、うまく行われていると思う。

[図-12]v1.2.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	29	4.0	4.0
②どちらかといえば当てはまる	255	35.0	35.0
③どちらかといえば当てはまらない	350	48.1	48.1
④当てはまらない	86	11.8	11.8
無回答	8	1.1	1.1
合計	728	100.0	100.0

DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪に対して、警察の捜査能力は優れていると思う。

[図-13]v1.3.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	53	7.3	7.3
②どちらかといえば当てはまる	288	39.6	39.6
③どちらかといえば当てはまらない	321	44.1	44.1
④当てはまらない	56	7.7	7.7
無回答	10	1.4	1.4
合計	728	100.0	100.0

警察のパトロール活動は、DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪への予防効果を有していると思う。

[図-14]v1.4.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	76	10.4	10.4
②どちらかといえば当てはまる	289	39.7	39.7
③どちらかといえば当てはまらない	278	38.2	38.2
④当てはまらない	78	10.7	10.7
無回答	7	1.0	1.0
合計	728	100.0	100.0

警察は、DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪を、効果的に抑止していると思う。

[図-15]v1.5.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	30	4.1	4.1
②どちらかといえば当てはまる	217	29.8	29.8
③どちらかといえば当てはまらない	374	51.4	51.4
④当てはまらない	98	13.5	13.5
無回答	9	1.2	1.2
合計	728	100.0	100.0

「反応性」

警察は、DV・児童虐待・高齢者虐待の犯罪被害者に対して、被害者保護のサービスを伝える必要があると思う。

[図-16]v2.1.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	362	49.7	49.7
②どちらかといえば当てはまる	320	44.0	44.0
③どちらかといえば当てはまらない	25	3.4	3.4
④当てはまらない	4	0.5	0.5
無回答	17	2.3	2.3
合計	728	100.0	100.0

警察は、DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪の被害者の必要性に応じて、相談センターや保護センターといった関係機関と連携しなければならないと思う。

[図-17]v2.2.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	507	69.6	69.6
②どちらかといえば当てはまる	201	27.6	27.6
③どちらかといえば当てはまらない	11	1.5	1.5
④当てはまらない	3	0.4	0.4
無回答	6	0.8	0.8
合計	728	100.0	100.0

私は、DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪に対応する現在の警察活動に満足している。

[図-18]v2.3.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	24	3.3	3.3
②どちらかといえば当てはまる	250	34.3	34.3
③どちらかといえば当てはまらない	365	50.1	50.1
④当てはまらない	80	11.0	11.0
無回答	9	1.2	1.2
合計	728	100.0	100.0

警察は、DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪に対する支援を要請した人を、効果的に助けていると思う。

[図-19]v2.4.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	25	3.4	3.4
②どちらかといえば当てはまる	278	38.2	38.2
③どちらかといえば当てはまらない	361	49.6	49.6
④当てはまらない	54	7.4	7.4
無回答	10	1.4	1.4
合計	728	100.0	100.0

警察は、DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪に対応するため、十分なサービスを提供していると思う。

[図-20]v2.5.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	17	2.3	2.3
②どちらかといえば当てはまる	230	31.6	31.6
③どちらかといえば当てはまらない	399	54.8	54.8
④当てはまらない	71	9.8	9.8
無回答	11	1.5	1.5
合計	728	100.0	100.0

警察の積極的介入（例：家庭内での出来事に対する法執行、児童と保護者の分離措置等）は、DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪に効果的な対処方法であると思う。

[図-21]v2.6.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	237	32.6	32.6
②どちらかといえば当てはまる	364	50.0	50.0
③どちらかといえば当てはまらない	91	12.5	12.5
④当てはまらない	25	3.4	3.4
無回答	11	1.5	1.5
合計	728	100.0	100.0

「受容性」

警察は、他の事件よりも DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪に対する通報に迅速に対応しなければならないと思う。

[図-22]v3.1.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	154	21.2	21.2
②どちらかといえば当てはまる	295	40.5	40.5
③どちらかといえば当てはまらない	225	30.9	30.9
④当てはまらない	39	5.4	5.4
無回答	15	2.1	2.1
合計	728	100.0	100.0

警察は、他の犯罪よりも DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪が発生した事件に積極的に介入しなければならないと思う。

[図-23]v3.2.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	142	19.5	19.5
②どちらかといえば当てはまる	322	44.2	44.2
③どちらかといえば当てはまらない	216	29.7	29.7
④当てはまらない	31	4.3	4.3
無回答	17	2.3	2.3
合計	728	100.0	100.0

私自身、DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪が発生した時の、通報と事件の処理過程をよく知っていると思う。

[図-24]v3.3.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	26	3.6	3.6
②どちらかといえば当てはまる	123	16.9	16.9
③どちらかといえば当てはまらない	321	44.1	44.1
④当てはまらない	246	33.8	33.8
無回答	12	1.6	1.6
合計	728	100.0	100.0

DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪を処理するうえで、警察官個人の責任は重要だと思う。

[図-25]v3.4.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	129	17.7	17.7
②どちらかといえば当てはまる	305	41.9	41.9
③どちらかといえば当てはまらない	210	28.8	28.8
④当てはまらない	69	9.5	9.5
無回答	15	2.1	2.1
合計	728	100.0	100.0

DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪は迅速に処理されなければならない。そして、まず被害者を加害者から保護するために両者を引き離すことが重要だと思う。

[図-26]v3.5.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	424	58.2	58.2
②どちらかといえば当てはまる	266	36.5	36.5
③どちらかといえば当てはまらない	28	3.8	3.8
④当てはまらない	1	0.1	0.1
無回答	9	1.2	1.2
合計	728	100.0	100.0

DV・児童虐待・高齢者虐待といった私的空間で発生する犯罪は、被害者を虐待する加害者から引き離すことができれば、その加害行為は止まると思う。

[図-27]v3.6.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	106	14.6	14.6
②どちらかといえば当てはまる	294	40.4	40.4
③どちらかといえば当てはまらない	195	26.8	26.8
④当てはまらない	123	16.9	16.9
無回答	10	1.4	1.4
合計	728	100.0	100.0

「警察の正統性」

警察は必要な法律をしっかりと理解して任務を遂行していると思う。

[図-28]v4.1.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	139	19.1	19.1
②どちらかといえば当てはまる	467	64.1	64.1
③どちらかといえば当てはまらない	91	12.5	12.5
④当てはまらない	19	2.6	2.6
無回答	12	1.6	1.6
合計	728	100.0	100.0

警察は必要に応じて法律に基づき加害者を逮捕していると思う。

[図-29]v4.2.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	178	24.5	24.5
②どちらかといえば当てはまる	460	63.2	63.2
③どちらかといえば当てはまらない	66	9.1	9.1
④当てはまらない	14	1.9	1.9
無回答	10	1.4	1.4
合計	728	100.0	100.0

私的空間で発生する犯罪に対応する際に、警察が法的手続きを守ることは非常に重要だと思う。

[図-30]v4.3.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	295	40.5	40.5
②どちらかといえば当てはまる	354	48.6	48.6
③どちらかといえば当てはまらない	62	8.5	8.5
④当てはまらない	4	0.5	0.5
無回答	13	1.8	1.8
合計	728	100.0	100.0

市民はたとえ警察の命令に賛同していなかったとしても、警察の指示には従わなければならないと私は思う。

[図-31]v4.4.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	127	17.4	17.4
②どちらかといえば当てはまる	395	54.3	54.3
③どちらかといえば当てはまらない	153	21.0	21.0
④当てはまらない	44	6.0	6.0
無回答	9	1.2	1.2
合計	728	100.0	100.0

私は警察に従わなければならない道徳的義務を感じている。

[図-32]v4.5.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	162	22.3	22.3
②どちらかといえば当てはまる	416	57.1	57.1
③どちらかといえば当てはまらない	116	15.9	15.9
④当てはまらない	26	3.6	3.6
無回答	8	1.1	1.1
合計	728	100.0	100.0

警察の法律違反は正当化されないと思う。

[図-33]v4.6.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	380	52.2	52.2
②どちらかといえば当てはまる	260	35.7	35.7
③どちらかといえば当てはまらない	69	9.5	9.5
④当てはまらない	12	1.6	1.6
無回答	7	1.0	1.0
合計	728	100.0	100.0

警察は市民に対し、警察がとる対応について率直に説明しなければならないと思う。

[図-34]v4.7.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	463	63.6	63.6
②どちらかといえば当てはまる	233	32.0	32.0
③どちらかといえば当てはまらない	25	3.4	3.4
④当てはまらない	2	0.3	0.3
無回答	5	0.7	0.7
合計	728	100.0	100.0

「警察活動の効果性」

警察は犯罪に効果的に対応していると思う。

[図-35]v5.1.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	143	19.6	19.6
②どちらかといえば当てはまる	478	65.7	65.7
③どちらかといえば当てはまらない	82	11.3	11.3
④当てはまらない	13	1.8	1.8
無回答	12	1.6	1.6
合計	728	100.0	100.0

警察はDV関連の犯罪に効果的に対応していると思う。

[図-36]v5.2.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	32	4.4	4.4
②どちらかといえば当てはまる	308	42.3	42.3
③どちらかといえば当てはまらない	331	45.5	45.5
④当てはまらない	44	6.0	6.0
無回答	13	1.8	1.8
合計	728	100.0	100.0

警察は児童虐待犯罪に効果的に対応していると思う。

[図-37]v5.3.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	31	4.3	4.3
②どちらかといえば当てはまる	262	36.0	36.0
③どちらかといえば当てはまらない	362	49.7	49.7
④当てはまらない	62	8.5	8.5
無回答	11	1.5	1.5
合計	728	100.0	100.0

警察は高齢者虐待犯罪に効果的に対応していると思う。

[図-38]v5.4.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	26	3.6	3.6
②どちらかといえば当てはまる	281	38.6	38.6
③どちらかといえば当てはまらない	356	48.9	48.9
④当てはまらない	51	7.0	7.0
無回答	14	1.9	1.9
合計	728	100.0	100.0

警察は市民の通報に迅速に対応していると思う。

[図-39]v5.5.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	135	18.5	18.5
②どちらかといえば当てはまる	450	61.8	61.8
③どちらかといえば当てはまらない	118	16.2	16.2
④当てはまらない	19	2.6	2.6
無回答	6	0.8	0.8
合計	728	100.0	100.0

警察は発生した犯罪を解決するため効率的な対応をとっていると思う。

[図-40]v5.6.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	107	14.7	14.7
②どちらかといえば当てはまる	448	61.5	61.5
③どちらかといえば当てはまらない	143	19.6	19.6
④当てはまらない	23	3.2	3.2
無回答	7	1.0	1.0
合計	728	100.0	100.0

警察は市民の通報に対して積極的に対応する努力をしていると思う。

[図-41]v5.7.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	150	20.6	20.6
②どちらかといえば当てはまる	451	62.0	62.0
③どちらかといえば当てはまらない	103	14.1	14.1
④当てはまらない	18	2.5	2.5
無回答	6	0.8	0.8
合計	728	100.0	100.0

「警察の説明責任」

私は警察が透明性を持っている機関だと思う。

[図-42]v6.1.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	29	4.0	4.0
②どちらかといえば当てはまる	284	39.0	39.0
③どちらかといえば当てはまらない	307	42.2	42.2
④当てはまらない	98	13.5	13.5
無回答	10	1.4	1.4
合計	728	100.0	100.0

私は警察が自分たちの活動を市民によく説明していると思う。

[図-43]v6.2.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	27	3.7	3.7
②どちらかといえば当てはまる	250	34.3	34.3
③どちらかといえば当てはまらない	376	51.6	51.6
④当てはまらない	64	8.8	8.8
無回答	11	1.5	1.5
合計	728	100.0	100.0

私は警察が市民とよく対話（コミュニケーション）をしていると思う。

[図-44]v6.3.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	33	4.5	4.5
②どちらかといえば当てはまる	207	28.4	28.4
③どちらかといえば当てはまらない	400	54.9	54.9
④当てはまらない	77	10.6	10.6
無回答	11	1.5	1.5
合計	728	100.0	100.0

私は警察が市民の意見・要望をよく聞いていると思う。

[図-45]v6.4.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	33	4.5	4.5
②どちらかといえば当てはまる	279	38.3	38.3
③どちらかといえば当てはまらない	340	46.7	46.7
④当てはまらない	65	8.9	8.9
無回答	11	1.5	1.5
合計	728	100.0	100.0

「警察への苦情申立」

私は警察への苦情申立制度を知っている。

[図-46]v7.1.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	29	4.0	4.0
②どちらかといえば当てはまる	94	12.9	12.9
③どちらかといえば当てはまらない	194	26.6	26.6
④当てはまらない	397	54.5	54.5
無回答	14	1.9	1.9
合計	728	100.0	100.0

私は警察への苦情を警察組織に申し立てたことがある。

[図-47]v7.2.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	16	2.2	2.2
②どちらかといえば当てはまる	21	2.9	2.9
③どちらかといえば当てはまらない	54	7.4	7.4
④当てはまらない	627	86.1	86.1
無回答	10	1.4	1.4
合計	728	100.0	100.0

私は警察への苦情を警察組織以外の機関に申し立てたことがある。

[図-48]v7.3.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	8	1.1	1.1
②どちらかといえば当てはまる	20	2.7	2.7
③どちらかといえば当てはまらない	45	6.2	6.2
④当てはまらない	646	88.7	88.7
無回答	9	1.2	1.2
合計	728	100.0	100.0

警察に苦情を申し立てても無駄だと思う。

[図-49]v7.4.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	100	13.7	13.7
②どちらかといえば当てはまる	234	32.1	32.1
③どちらかといえば当てはまらない	246	33.8	33.8
④当てはまらない	138	19.0	19.0
無回答	10	1.4	1.4
合計	728	100.0	100.0

私は警察への苦情申立を、独立した第三者機関に任せた方が良いと思う。

[図-50]v7.5.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	200	27.5	27.5
②どちらかといえば当てはまる	282	38.7	38.7
③どちらかといえば当てはまらない	146	20.1	20.1
④当てはまらない	89	12.2	12.2
無回答	11	1.5	1.5
合計	728	100.0	100.0

「市民の警察協力」

私は警察の捜査活動のために必要があるなら、喜んで警察を助けるつもりだ。

[図-51]v8.1.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	285	39.1	39.1
②どちらかといえば当てはまる	383	52.6	52.6
③どちらかといえば当てはまらない	42	5.8	5.8
④当てはまらない	7	1.0	1.0
無回答	11	1.5	1.5
合計	728	100.0	100.0

私は犯罪行為や不審な行為を目撃した場合には、警察に通報するだろう。

[図-52]v8.2.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	332	45.6	45.6
②どちらかといえば当てはまる	343	47.1	47.1
③どちらかといえば当てはまらない	44	6.0	6.0
④当てはまらない	9	1.2	1.2
合計	728	100.0	100.0

私は警察の犯罪予防活動に積極的に協力するつもりだ。

[図-53]v8.3.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	232	31.9	31.9
②どちらかといえば当てはまる	393	54.0	54.0
③どちらかといえば当てはまらない	94	12.9	12.9
④当てはまらない	2	0.3	0.3
無回答	7	1.0	1.0
合計	728	100.0	100.0

私は警察から頼まれたら、喜んで警察を助けるつもりだ。

[図-54]v8.4.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	227	31.2	31.2
②どちらかといえば当てはまる	396	54.4	54.4
③どちらかといえば当てはまらない	91	12.5	12.5
④当てはまらない	5	0.7	0.7
無回答	9	1.2	1.2
合計	728	100.0	100.0

「手続き的公正性」

警察は客観的事実に基づく意思決定をしていると思う。

[図-55]v9.1.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	89	12.2	12.2
②どちらかといえば当てはまる	519	71.3	71.3
③どちらかといえば当てはまらない	98	13.5	13.5
④当てはまらない	10	1.4	1.4
無回答	12	1.6	1.6
合計	728	100.0	100.0

警察は法を執行する際に、市民に対して自分たちの決定および措置を十分に説明しようと努力していると思う。

[図-56]v9.2.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	67	9.2	9.2
②どちらかといえば当てはまる	430	59.1	59.1
③どちらかといえば当てはまらない	196	26.9	26.9
④当てはまらない	26	3.6	3.6
無回答	9	1.2	1.2
合計	728	100.0	100.0

警察は個人的偏見ではなく事実に基づいて決定を下していると思う。

[図-57]v9.3.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	99	13.6	13.6
②どちらかといえば当てはまる	479	65.8	65.8
③どちらかといえば当てはまらない	124	17.0	17.0
④当てはまらない	17	2.3	2.3
無回答	9	1.2	1.2
合計	728	100.0	100.0

警察は法律を正確に理解して適用していると思う。

[図-58]v9.4.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	106	14.6	14.6
②どちらかといえば当てはまる	468	64.3	64.3
③どちらかといえば当てはまらない	126	17.3	17.3
④当てはまらない	18	2.5	2.5
無回答	10	1.4	1.4
合計	728	100.0	100.0

警察は規則を誰に対しても一貫性をもって適用していると思う。

[図-59]v9.5.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	78	10.7	10.7
②どちらかといえば当てはまる	395	54.3	54.3
③どちらかといえば当てはまらない	201	27.6	27.6
④当てはまらない	43	5.9	5.9
無回答	11	1.5	1.5
合計	728	100.0	100.0

「従属変数 (市民の警察信頼)」

私は警察を誇りに思っている。

[図-60]v10.1.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	132	18.1	18.1
②どちらかといえば当てはまる	425	58.4	58.4
③どちらかといえば当てはまらない	136	18.7	18.7
④当てはまらない	27	3.7	3.7
無回答	8	1.1	1.1
合計	728	100.0	100.0

私は警察を信頼している。

[図-61]v10.2.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	174	23.9	23.9
②どちらかといえば当てはまる	429	58.9	58.9
③どちらかといえば当てはまらない	103	14.1	14.1
④当てはまらない	18	2.5	2.5
無回答	4	0.5	0.5
合計	728	100.0	100.0

私は警察をおおむね正直だと思う。

[図-62]v10.3.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	120	16.5	16.5
②どちらかといえば当てはまる	445	61.1	61.1
③どちらかといえば当てはまらない	128	17.6	17.6
④当てはまらない	28	3.8	3.8
無回答	7	1.0	1.0
合計	728	100.0	100.0

私は警察が法律に基づいて常に行動していると思う。

[図-63]v10.4.

有効	回答数	パーセント	有効パーセント
①当てはまる	132	18.1	18.1
②どちらかといえば当てはまる	470	64.6	64.6
③どちらかといえば当てはまらない	101	13.9	13.9
④当てはまらない	17	2.3	2.3
無回答	8	1.1	1.1
合計	728	100.0	100.0

3) 独立変数と従属変数の記述統計

本研究の独立変数および従属変数に対する技術的分析⁵⁶は[図-64]で見るとようなものである。「警察への苦情申立」の平均値が3.24で最も高く、「市民の警察協力」の平均値が1.82で最も低かった。また、従属変数である「警察への信頼」の平均値は2.10となった。平均⁵⁷(mean)は、変数値がどのように集中化されているかを知らせる統計量で、中心傾向値として最も多く使われる。これは全ケース数の値を加えた後、総ケース数で割った値を意味するが、母集団の平均と標本の平均に区分される。平均を求めるということは、母集団あるいは標本を代表する数値を探し出し、その特性を把握、説明しようとするものである。計算が容易で平均化された数値で調査対象の特性を簡単明瞭に説明できるという長所を持つ。

[図-64] 記述統計量 (N=728)

変数	項目	最小値	最大値	平均値	標準偏差
独立 変数	民主性 1	1.00	4.00	2.3146	1.07808
	民主性 2	1.00	4.00	2.7541	0.98195
	民主性 3	1.00	4.00	2.6181	1.05544
	民主性 4	1.00	4.00	2.5591	1.03678
	民主性 5	1.00	4.00	2.8283	1.00722
	反応性 1	1.00	4.00	1.7115	1.27154
	反応性 2	1.00	4.00	1.3846	0.86845
	反応性 3	1.00	4.00	2.7747	0.99036
	反応性 4	1.00	4.00	2.706	1.00144
	反応性 5	1.00	4.00	2.8255	1.01084
	反応性 6	1.00	4.00	1.9739	1.15301
	受容性 1	1.00	4.00	2.3489	1.27476
	受容性 2	1.00	4.00	2.3503	1.29844
	受容性 3	1.00	4.00	3.1964	1.09827
	受容性 4	1.00	4.00	2.4451	1.28787
	受容性 5	1.00	4.00	1.5453	1.01333
	受容性 6	1.00	4.00	2.5563	1.20618

⁵⁶ 参照 小野寺孝義。山本嘉一郎『SPSS 事典-BASE 編』ナカニシヤ出版、2004年。5頁。

⁵⁷ 성도경 외 4인, 前掲書, 73頁より引用。

	警察の正統性 1	1.00	4.00	2.1016	1.91	1.10425
	警察の正統性 2	1.00	4.00	1.9808		1.04225
	警察の正統性 3	1.00	4.00	1.8159		1.16419
	警察の正統性 4	1.00	4.00	2.2431		1.08381
	警察の正統性 5	1.00	4.00	2.0852		1.02829
	警察の正統性 6	1.00	4.00	1.6731		1.02392
	警察の正統性 7	1.00	4.00	1.4519		0.84762
	市民の警察協力 1	1.00	4.00	1.7912	1.82	1.08906
	市民の警察協力 2	1.00	4.00	1.6909		1.01397
	市民の警察協力 3	1.00	4.00	1.8832		0.9579
	市民の警察協力 4	1.00	4.00	1.9135		1.03152
	警察活動の 効果性認識 1	1.00	4.00	2.0673	2.36	1.08871
	警察活動の 効果性認識 2	1.00	4.00	2.6566		1.08899
	警察活動の 効果性認識 3	1.00	4.00	2.7308		1.04324
	警察活動の 効果性認識 4	1.00	4.00	2.728		1.10404
	警察活動の 効果性認識 5	1.00	4.00	2.0865		0.92165
	警察活動の 効果性認識 6	1.00	4.00	2.1799		0.95384
	警察活動の 効果性認識 7	1.00	4.00	2.0426		0.92175
	手続き的公正性認識 1	1.00	4.00	2.1552	2.24	1.04734
	手続き的公正性認識 2	1.00	4.00	2.3352		0.99946
	手続き的公正性認識 3	1.00	4.00	2.1676		0.98932
	手続き的公正性認識 4	1.00	4.00	2.1731		1.03061
	手続き的公正性認識 5	1.00	4.00	2.3929		1.09873
	警察の説明責任 1	1.00	4.00	2.7473	2.76	1.05651
	警察の説明責任 2	1.00	4.00	2.761		1.03342
	警察の説明責任 3	1.00	4.00	2.8214		1.04163
	警察の説明責任 4	1.00	4.00	2.706		1.05495
	警察への苦情申立 1	1.00	4.00	3.4519	3.24	1.15051
	警察への苦情申立 2	1.00	4.00	3.8709		0.84562
	警察への苦情申立 3	1.00	4.00	3.9121		0.75679
	警察への苦情申立 4	1.00	4.00	2.6758		1.20493
	警察への苦情申立 5	1.00	4.00	2.2761		1.27698
従属 変数	警察への信頼 1	1.00	4.00	2.1566	2.10	1.0158
	警察への信頼 2	1.00	4.00	1.9904		0.86577
	警察への信頼 3	1.00	4.00	2.1552		0.97101
	警察への信頼 4	1.00	4.00	2.081		0.97296

4) 妥当性分析

本研究で使用された影響要因の妥当性を検証するために因子分析⁵⁸を実施した。要因抽出法としては主成分分析を使用し、Kaiser 正規化のあるバリマックス回転⁵⁹方式を使用した。[図-65]で見ると独立変数に対する因子分析の結果から見るように7つの要因が抽出された。

[図-65] 因子分析

	成分							Chronbach's α
	1	2	3	4	5	6	7	
民主性 5	0.879	0.026	0.080	0.092	0.077	0.077	0.081	0.933
民主性 2	0.868	0.020	0.079	0.128	0.078	0.010	0.108	
民主性 3	0.825	0.096	0.164	0.078	0.128	0.064	0.009	
民主性 4	0.790	0.049	0.099	0.097	0.013	0.107	0.057	
反応性 3	0.785	0.087	0.191	0.033	0.111	0.225	0.128	
反応性 5	0.772	-0.011	0.104	0.096	0.113	0.190	0.065	
反応性 4	0.757	-0.016	0.146	0.156	0.130	0.187	0.064	
民主性 1	0.697	-0.001	0.064	0.158	0.072	-0.184	0.082	
市民の警察協力 4	0.051	0.790	0.248	0.068	0.190	0.214	-0.010	0.901
市民の警察協力 3	-0.015	0.775	0.191	0.133	0.127	0.090	0.115	
市民の警察協力 1	0.096	0.756	0.212	0.104	0.247	0.178	0.040	
警察の正統性 7	-0.089	0.740	-0.041	0.219	0.178	-0.064	0.021	
市民の警察協力 2	0.177	0.703	0.022	0.189	0.247	-0.037	0.094	
警察の正統性 6	-0.147	0.662	-0.045	0.131	0.086	-0.030	0.076	
警察の正統性 5	0.112	0.625	0.119	0.260	0.273	-0.003	-0.080	
警察の正統性 4	0.180	0.592	0.109	0.275	0.195	0.223	-0.092	
警察の正統性 3	0.001	0.537	0.017	0.220	0.160	0.166	0.073	
手続きの公正性認識 4	0.111	0.080	0.851	0.166	-0.047	0.018	0.115	0.911
手続きの公正性認識 3	0.113	0.057	0.847	0.106	-0.045	0.001	0.117	
手続きの公正性認識 1	0.047	0.032	0.829	0.068	-0.052	0.019	0.093	
手続きの公正性認識 5	0.194	0.152	0.815	0.090	0.034	0.088	0.059	
手続きの公正性認識 2	0.186	0.096	0.773	0.040	0.112	0.231	0.057	

⁵⁸ 因子分析とは、一連の観測された変数に基づいて直接観測することはできないが、変数の中に内在している共通の因子を見つけることで、様々な変数をいくつかの概念または因子にまとめて変数の数を減らそうとする統計手法である。因子分析は変数を独立変数と従属変数に区分せず、変数間の相互作用を分析することができる。前掲書、153頁より筆者翻訳引用。小野寺孝義。山本嘉一郎 前掲書、2004年 177頁参照。

⁵⁹ 因子回転は、一つの変数が可能な限り一つの因子と高い相関関係を示すように要因を調整する回転作業である。回転方式は直角回転と四角回転に区分される。四角回転は因子間の相関関係を認める方法で因子間の実質的な関係を示そうとするため、多少説明力が弱い。直角回転は要因が互いに直角を成すようにして要因を抽出する方法としてバリマックス (varimax) が最も多く使われる。성도경 외 4인, 前掲書、169頁より筆者翻訳引用。小野寺孝義。山本嘉一郎 前掲書、2004年 184頁参照。

警察活動の効果性認識 1	0.139	0.273	0.050	0.719	0.112	-0.079	0.040	0.886	
警察活動の効果性認識 6	0.172	0.307	0.146	0.705	0.155	0.066	-0.126		
警察活動の効果性認識 7	0.090	0.336	0.176	0.671	0.128	-0.053	-0.049		
警察活動の効果性認識 5	0.206	0.395	0.122	0.668	0.162	-0.056	-0.019		
警察活動の効果性認識 3	0.295	0.164	0.013	0.660	0.273	0.469	0.067		
警察活動の効果性認識 2	0.260	0.264	0.107	0.566	0.304	0.511	0.081		
警察活動の効果性認識 4	0.239	0.227	0.072	0.553	0.326	0.549	0.028		
受容性 2	0.080	0.179	0.063	0.140	0.794	0.127	0.051	0.831	
受容性 1	0.044	0.163	0.005	0.166	0.750	0.026	0.069		
受容性 5	0.168	0.495	-0.013	0.128	0.625	-0.006	-0.068		
受容性 6	0.173	0.283	-0.044	0.152	0.601	0.072	-0.012		
受容性 4	0.101	0.303	-0.035	0.024	0.600	-0.081	0.063		
受容性 3	0.109	0.210	-0.049	0.146	0.570	0.026	0.176		
警察の説明責任 4	0.304	0.150	0.528	-0.024	-0.029	0.597	0.188	0.937	
警察の説明責任 2	0.298	0.146	0.550	-0.048	0.016	0.591	0.207		
警察の説明責任 3	0.291	0.239	0.468	-0.037	-0.102	0.568	0.250		
警察への苦情申立 2	0.129	0.038	0.137	0.025	0.098	0.032	0.885	0.753	
警察への苦情申立 3	0.143	0.044	0.170	0.014	0.070	0.027	0.871		
警察への苦情申立 1	0.172	0.075	0.188	-0.108	0.099	0.196	0.592		
Kaiser-Meyer-Olkin ⁶⁰ の標本妥当性の測度							0.920		
Bartlett ⁶¹ の球面性検定							近似カイ 2 乗		23020.142
							自由度		820
							有意確率		0.000
総分散							68.076%		

「成分 1」は、警察の DV、児童虐待、老人虐待犯罪政策に対して効果的な犯罪抑制活動、うまく行われているかについて政策認識、警察の捜査能力信頼、パトロール活動による犯罪予防、警察活動への対応の満足、十分なサービス提供、効果的な支援提供、公正かつ丁寧な姿勢など 8 項目にまとめられ、これを「私的空間発生犯罪に対する警察政策の反応性と民主性」と命名した。

「成分 2」は、警察の要請がある時、市民が喜んで助ける意志、予防活動への協力、捜査活動への協力、警察の業務対応に対する率直な説明義務、市民の警察申告意志、警察の法律遵守態度に対する正当化、市民の警察協力に対する道徳的義務、警察の指示に従う市民の態度、私的空間発生犯罪への対応における警察の法的手続き遵守義務の重要性認識など 9 項目にまとめられ、これを「市民の警察協力と警察の正統性認識」と命名した。

⁶⁰ 変数対間の相関関係が他の変数によって説明される程度を示す Kaiser-Meyer-Olkin (KMO) 測度で、KMO 値が低ければ要因分析のための変数の選定が適切でないことを示す。一般的には、0.7 以上であれば適切といえる。성도경 외 4 인, 前掲書, 163 頁より筆者翻訳引用。小野寺孝義。山本嘉一郎 前掲書, 2004 年 188 頁参照。

⁶¹ 因子分析モデルの適合性有無を示すために、Bartlett の球形性検定値が提示される。성도경 외 4 인, 前掲書, 163 頁より筆者翻訳引用。

「成分3」は、警察の法的理解と適用に対する認識、事実に基づいた警察判断、客観的根拠による意思決定、一貫性をもって適用する警察規則、法執行時の市民に提供する十分な説明と努力など5項目にまとめられ、これを「手続き的公正性認識」と命名した。

「成分4」は、警察の効果的な犯罪対応に対する認識、発生した犯罪に対する効率的な対応認識、市民の通報に積極的に対応する努力、迅速な通報への対応、警察の児童虐待犯罪への対応において効果的であるという認識、警察のDV犯罪への対応において有効であるという認識など7項目にまとめられ、これを「警察活動の効果性認識」と命名した。

「成分5」は、私的空間で発生する犯罪における警察の積極的な介入の必要性認識、市民申告に迅速対応する態度、迅速な捜査手続き開始と加害者、被害者分離の重要性認識、被害者と加害者分離による加害行為中止に対する認識、警察官個人の責任の重要性、犯罪発生時の申告と処理過程に対する市民の認識など6項目にまとめられ、これを「私的空間発生犯罪に対する警察政策の受容性」と命名した。

「成分6」は、警察の市民意見傾聴の姿勢、市民への警察活動に対する説明、市民との十分なコミュニケーションの必要性など3項目にまとめられ、これを「警察の説明責任」と命名した。

「成分7」は、警察に対する苦情を警察組織に提起、警察不満を他機関に提起、警察不満提起制度の認識程度など3項目にまとめられ、これを「警察の苦情申立」と命名した。

5) 信頼性分析

検査ツールの妥当性が立証されたならば、次に信頼度を考慮しなければならない。信頼度は被実験者に独立変数9つの要因と従属変数に対して信頼度分析をした結果、[図-66]のように0.753~0.937であるため⁶²、各アンケート項目が要因に

[図-66] 信頼性分析⁶³

区分	変数名	項目の数	Cronbach のアルファ
独立変数	民主性	5	0.904
	反応性	3	0.882
	受容性	6	0.831
	警察の正統性	5	0.806
	市民の警察協力	4	0.898
	警察活動の効果性認識	7	0.905
	手続き的公正性認識	5	0.911
	警察の責任	3	0.937
	警察への苦情申立	3	0.753
従属変数	警察への信頼	4	0.898

⁶² Cronbach のアルファ係数とは0から1の間の値を持つが、一般的に社会科学研究ではアルファ (α) 係数値が概して0.60以上であれば、測定項目に対する信頼度は満足できる水準といえる。前掲書、137頁より筆者翻訳引用。小塩真司『SPSSとAmosによる心理調査データ解析[第3版]』東京図書、2020年 173頁参照。小野寺孝義。山本嘉一郎 前掲書、2004年 182頁。

対して高い内的一貫性を持っていると言える。

6) 相関分析

市民の警察信頼と前節で命名された要因、①「私的空間発生犯罪に対する警察政策の反応性と民主性」、②「市民の警察協力と警察の正統性認識」、③「手続き的公正性認識」、④「警察活動の効果性認識」、⑤「私的空間発生犯罪に対する警察政策の受容性」、⑥「警察の説明責任義務認識」、⑦「警察への苦情申立」との相関関係を把握するために Pearson 相関関係⁶⁴を算出した。

その結果、[図-67]のように従属変数である市民の警察信頼と「私的空間発生犯罪に対する警察政策の反応性と民主性」($r = .336, p < 0.01$)、「市民の警察協力と警察の正統性認識」($r = .298, p < 0.01$)、「手続き的公正性認識」($r = .739, p < 0.01$)、「警察活動の効果性認識」($r = .296, p < 0.1$)、「警察の説明責任義務認識」($r = .623, p < 0.1$)、「警察への苦情申立」($r = .247, p < 0.1$)間に有意な正 (+) の相関関係を示す。

市民の警察信頼と「私的空間発生犯罪に対する警察政策の受容性」間には有意な相関関係がないことを分かった。

[図-67] 相関係数

	私的空間発生犯罪に対する警察政策の反応性と民主性	市民の警察協力と警察正統性認識	手続き的公正性認識	警察活動の効果性認識	私的空間発生犯罪に対する警察政策の受容性	警察の説明責任	警察への苦情申立
私的空間発生犯罪に対する警察政策の反応性と民主性	1						
市民の警察協力と警察正統性認識	.184**	1					
手続き的公正性認識	.319**	.268**	1				
警察活動の効果性認識	.432**	.630**	.297**	1			
私的空間発生犯罪に対する警察政策の受容性	.282**	.599**	0.064	.545**	1		
警察の説明責任	.452**	.296**	.621**	.334**	.136**	1	
警察への苦情申立	.283**	.152**	.308**	.129**	.183**	.396**	1
警察への信頼	.336**	.298**	.739**	.296**	0.041	.623**	.247**

**： p<0.01

⁶³ 信頼度分析は測定ツールの信頼度(reliability)を確認するための分析方法である。ここで測定ツールは研究目的で作成されたアンケート、すなわちアンケートの質問項目を意味すると言える。信頼度を分析するということは、一つ概念に対して回答者に再びアンケートをしても時間や状況に影響を受けずに類似した結果を示すかを調べるために実施する分析方法である。성도경 외 4인, 前掲書, 137頁, 筆者翻訳引用。

⁶⁴ 二つの変数間の関連性を研究するために普遍的に利用される尺度がピアソン (Pearson) の相関係数である。ピアソンの相関係数は -1 から +1 までの値を持つ。完全な正 (+) の相関関係にあるならば相関関係は +1 であり、完全な負 (-) の相関関係にあるならばその値は -1 である。二つの変数間の相関関係の係数 (r) の絶対値が 1.00 であれば完全な相関関係、0.99 であれば非常に高い相関関係、0.70~0.80 であれば相関関係が高いと言え、0.50~0.60 なら普通程度の相関関係、そして 0.40 以下なら弱い相関関係があるといえる。前掲書, 183頁, 筆者翻訳引用。小野寺孝義。山本嘉一郎『SPSS 事典-BASE 編』ナカニシヤ出版, 2004年 94頁参照。

7) t-検定

性別による警察の信頼の違い

[図-68]のように女性376人と男性352人を対象に性別による警察信頼をt-検定分析した。

t-検定(t-test)とは、二つの母集団が正規分布を成し、二つの集団の分散が同じであるという仮定の下、二つの集団間で収集された資料の平均に差があるかを検定する時に利用される統計技法である。すなわち母集団の分散や標準偏差が存在しない時、母集団の標本から分散と標準偏差を推定して分析する技法であり、社会科学研究でよく使われる代表的な分析技法である⁶⁵。

分析の結果、女性の警察信頼平均は8.52、標準偏差は3.55であり、男性の警察信頼平均は8.24、標準偏差は3.13である。独立標本t-検定(independent samplet-test)の結果、性別による警察信頼水準には統計的に有意な差が存在しなかった[t(728)=1.104, p=.270]。有意な差がない理由は有意水準(p)値が.270で0.05より大きいためである。

[図-68] 性別による市民信頼のt-検定分析

性別	回答数	平均値	標準偏差
女性	376	8.5160	3.54773
男性	352	8.2415	3.12898
t(728)=1.104 p=.270			

8) 一元配置分散分析⁶⁶

「年齢」、「結婚の有無」、「居住家族形態」、「犯罪被害経験」、「居住地域」による警察信頼の認識の平均差を検定するためにF-検定⁶⁷を実施した。

(1) 年齢に応じた警察の信頼に対する一元配置分散分析の結果

[図-69]で見ると「20代」の警察信頼平均は8.73、標準偏差は2.31、「30代」の警察信頼平均は9.12、標準偏差は3.13である。「40代」の警察信頼平均は8.16、標準偏差は2.23であり、「50代」の警察信頼平均は8.50、標準偏差は2.53であり、「60代以上」の警察信頼の平均は8.38、標準偏差は3.35である。

[図-69] 年齢に応じた警察の信頼に関する記述統計

	回答数	平均値	標準偏差	標準誤差
20代	15	8.7333	2.31352	0.59735
30代	120	9.1167	3.13072	0.28579
40代	123	8.1626	2.23010	0.20108
50代	133	8.5038	2.53349	0.21968
60歳以上	337	8.1395	4.00165	0.21798
合計	728	8.3832	3.35232	0.12425

⁶⁵ 前掲書、103頁より筆者翻訳引用。

⁶⁶ 一元配置分散分析(One-way ANOVA)とは単一因子変数によって従属変数に対する平均値の差を検定するのに活用される。因子変数と従属変数はそれぞれ1つの場合に使用される。独立変数は名目尺度、従属変数は等間隔以上でなければならない。標本は正規性と等分散性を充足できなければならない。前掲書、118頁筆者翻訳引用。

⁶⁷ F-検定統計量とは、分散分析において集団内分散と集団間分散の相対的割合を示すF統計量を用いて集団間平均差を検定することを意味する。前掲書、121頁。

年齢による警察の信頼水準に差があるかを調べるため、一元配置分散分析を実施した。[図-70]で見ると、5つの集団の平均に対する検定結果平均を基準とした分散分析の結果、検定統計量 F 値が 2.111 であり、有意確率である p 値が 0.078 で有意水準 0.05 から年齢による市民の警察信頼に有意な差はないと分析された。

Levene の等分散仮定検定の結果、有意確率である p 値が 0.248 であり、「等分散が想定される」という零仮説を棄却できないため、5つの集団の分散は同じと言え、以下の一元配置分散分析の結果が信頼できる。すなわち、有意水準 5% 下で年齢によって警察信頼は差がないと言える。

[図-70] 年齢に応じた警察の信頼に対する一元配置分散分析結果⁶⁸

	平方和	自由度	平均平方	F 値	有意確率
グループ間	94.334	4	23.584	2.111	0.078
グループ内	8075.741	723	11.170		
合計	8170.076	727			

(2) 結婚の有無による警察信頼に対する一元配置分散分析の結果

[図-71]に示すように、「結婚している」と答えた市民の警察信頼平均は 8.23、標準偏差は 3.50 であり、「結婚したことがない」と答えた市民の警察信頼平均は 8.93、標準偏差は 3.16 である。「結婚していないが、パートナーと暮らしている(事実婚や同性のパートナーなど)」と答えた市民の警察信頼平均は 8.83、標準偏差は 4.45 であり、「離婚した」と答えた市民の警察信頼平均は 8.41、標準偏差は 2.16 であり、「死別した」と答えた市民の警察信頼平均は 7.68、標準偏差は 0.58 であり、「未回答」と答えた市民の警察信頼平均は 8.67、標準偏差は 0.58 である。

[図-71] 結婚の有無による警察の信頼に関する記述統計

	回答数	平均値	標準偏差	標準誤差
結婚している	549	8.3260	3.50407	0.14955
結婚したことがない	101	8.9307	3.15676	0.31411
結婚していないが、パートナーと暮らしている (事実婚や同性のパートナーなど)	6	8.8333	4.44597	1.81506
離婚した	29	8.4138	1.97334	0.36644
死別した	40	7.6750	2.16484	0.34229
無回答	3	8.6667	0.57735	0.33333
合計	728	8.3832	3.35232	0.12425

結婚有無による警察信頼水準に差があるかを調べるために一元配置分散分析を実施した。[図-72]で見ると、6つの集団の平均に対する検定結果平均を基準とした分散分析の結果、検定統計量 F 値が 0.954 であり、有意確率である p 値が 0.445 で有意水準 0.05 で結婚有無による市民の警察信頼に有意な差はないと分析された。

Levene の等分散仮定検定の結果、有意確率である p 値が 0.347 として「等分散が仮定される」という零仮説を棄却できないため、6つの集団の分散は同じと言え、以下の一元配置分散分析の結果が信頼できる。すなわち、有意水準 5% 下で結婚有無によって警察信頼は差がないと言える。

⁶⁸ グループ内分散は、グループ内分散は従属変数の総分散のうち独立変数によって説明されない分散を意味する。前掲書、120-121 頁より筆者翻訳グループ間分散は、従属変数の総分散のうち独立変数によって説明される分散である。有意確率 (p) : 有意確率 (significance probability) とは帰務仮説を棄却できる最小の留意水準を意味する。前掲書、85 頁より筆者翻訳

[図-72] 結婚有無による警察の信頼に対する一元配置分散分析の結果

	平方和	自由度	平均平方	F 値	有意確率
グループ間	53.614	5	10.723	0.954	0.445
グループ内	8116.462	722	11.242		
合計	8170.076	727			

(3) 居住家族形態による警察信頼に対する一元配置分散分析の結果

[図-73] に示すように、居住家族形態による警察信頼平均を見ると、「単身世帯」の平均は 7.87、標準偏差は 1.96 であり、「夫婦のみ」の警察信頼平均は 8.21、標準偏差は 3.86 である。「異性の友達と一緒に居住」の警察信頼平均は 7.50、標準偏差は 3.54 であり、「家族と一緒に居住」の警察信頼平均は 8.53、標準偏差は 3.28 である。「その他」の警察信頼平均は 8.00 であり、「未応答」の警察信頼平均は 8.80、標準偏差は 0.84 である。

[図-73] 居住家族形態による警察信頼に対する記述統計

	回答数	平均値	標準偏差	標準誤差
単身世帯	61	7.8689	1.96193	0.25120
夫婦のみ（事実婚 や同性のパートナー などを含む）	201	8.2090	3.86343	0.27251
異性の友達と一緒に 居住	2	7.5000	3.53553	2.50000
家族と一緒に居住	458	8.5284	3.27584	0.15307
その他	1	8.0000		
無回答	5	8.8000	0.83666	0.37417
合計	728	8.3832	3.35232	0.12425

居住家族形態による警察信頼水準に差があるかを調べるために一元配置分散分析を実施した。[図-74] で見るように、6つの集団の平均に対する検定結果平均を基準とした分散分析の結果、検定統計量 F 値が 0.612 であり、有意確率である p 値が 0.691 で有意水準 0.05 から居住家族形態による市民の警察信頼に有意な差はないと分析された。

Levene の等分散仮定検定の結果、有意確率である p 値が 0.355 であり、「等分散が仮定される」という零仮説を棄却できないため、6つの集団の分散は同じと言え、以下の一元配置分散分析の結果が信頼できる。すなわち、有意水準 5% 下で居住家族形態によって警察信頼は差がないと言える。

[図-74] 居住家族形態による警察信頼の分散分析結果

	平方和	自由度	平均平方	F 値	有意確率
グループ間	34.47	5	6.894	0.612	0.691
グループ内	8135.606	722	11.268		
合計	8170.076	727			

(4) 犯罪被害経験の有無による警察信頼に対する一元配置分散分析

[図-75] で見るように犯罪被害経験に「ある」と答えた市民の警察信頼平均は 8.41、標準偏差は 2.45 であり、「ない」と答えた市民の警察信頼平均は 8.39、標準偏差は 3.77 である。「自分は犯罪被害にあったことはないが、警察に通報したことがある」と答えた市民の警察信頼平均は 8.08、標準偏差は 2.37 であり、「答えたくない」と答えた市民の警察信頼平均は 10.50、標準偏差は 2.12 であり、「未応答」と答えた市民の警察信頼平均は 8.50、標準偏差は 2.20 である。

[図-75] 犯罪被害経験の有無による警察信頼に関する記述統計

	回答数	平均値	標準偏差	標準誤差
ある	203	8.4138	2.45478	0.17229
ない	467	8.3897	3.77394	0.17464
自分は犯罪被害にあったことは ないが、警察に通報したことがある	48	8.0833	2.36853	0.34187
答えたくない	2	10.5000	2.12132	1.50000
無回答	8	8.5000	2.20389	0.77919
合計	728	8.3832	3.35232	0.12425

犯罪被害経験の有無による警察信頼水準に差があるかを調べるために一元配置分散分析を実施した。[図-76]で見ると、5つの集団の平均に対する検定結果平均を基準とした分散分析の結果、検定統計量 F 値が 0.301 で有意確率である p 値が 0.877 で有意水準 0.05 で犯罪被害経験の有無による市民の警察信頼に有意な差はないと分析された。

Levene の等分散仮定検定の結果、有意確率である p 値が 0.536 として「等分散が仮定される」という零仮説を棄却できないため、5つの集団の分散は同じと言え、以下の一元配置分散分析の結果が信頼できる。すなわち、有意水準 5% 下で犯罪被害経験の有無によって警察信頼は差がないと言える。

[図-76] 犯罪被害経験による警察の信頼に対する分散分析の結果

	平方和	自由度	平均平方	F 値	有意確率
グループ間	13.597	4	3.399	0.301	0.877
グループ内	8156.479	723	11.281		
合計	8170.076	727			

(5) 居住地域による警察信頼の一元配置分散分析

[図-77] に示すように「北海道」市民の警察信頼平均は 8.54、標準偏差は 4.82 であり、「東北地方」市民の警察信頼平均は 8.53、標準偏差は 5.08 である。「関東地方」市民の警察信頼平均は 8.30、標準偏差は 3.08 であり、「中部地方」市民の警察信頼平均は 8.43、標準偏差は 2.86 である。「近畿地方」市民の警察信頼平均は 8.61、標準偏差は 3.58 であり、「中国地方」市民の警察信頼平均は 8.24、標準偏差は 2.58 である。「四国地方」市民の警察信頼平均は 7.91、標準偏差は 2.47 であり、「九州地方」市民の警察信頼平均は 8.35、標準偏差は 3.38 である。

[図-77] 居住地域による警察の信頼に関する記述統計

	回答数	平均値	標準偏差	標準誤差
北海道	41	8.5366	4.81714	0.75231
東北地方	38	8.5263	5.07637	0.82350
関東地方	287	8.2962	3.07700	0.18163
中部地方	116	8.4310	2.85969	0.26552
近畿地方	117	8.6068	3.58146	0.33111
中国地方	41	8.2439	2.57663	0.40240
四国地方	22	7.9091	2.46710	0.52599
九州地方	66	8.3485	3.38091	0.41616
合計	728	8.3832	3.35232	0.12425

居住地域による警察の信頼水準に差があるかを調べるため、一元配置分散分析を実施した。[図-78]で見ると、8つの集団の平均に対する検定結果平均を基準とした分散分析の結果、検定統計量 F 値が 0.300 であり、有意確率である p 値が 0.985 の準 0.05 で居住地域による市民の警察信頼に有意な差はないと分析された。

Levene の等分散仮定検定の結果、有意確率である p 値が 0.706 「等分散が仮定される」という零仮説を棄却できないため、8 集団の分散は同じと言え、以下の一元配置分散分析の結果が信頼できる。すなわち、有意水準 5% 下で居住地域によって警察信頼は差がないと言える。

[図-78] 居住地域による警察の信頼に対する一元配置分散分析の結果

	平方和	自由度	平均平方	F 値	有意確率
グループ間	15.854	7	2.265	0.200	0.985
グループ内	8154.221	720	11.325		
合計	8170.076	727			

9) 階層的回帰分析

独立変数と従属変数間の影響関係を検証し、変数の統制効果を調べるために階層的回帰分析 (hierarchical regression)⁶⁹ を実施した。回帰分析 (regression) とは、変数のうち一つを従属変数として残りを独立変数として変数間の相互関係本質を究明する統計技法である。言い換えれば、独立変数が従属変数に及ぼす影響力を分析して、独立変数の変化によって従属変数の変化を予測するために使用する統計技法である。

(1) 「警察政策モデル」と「市民の警察信頼」(モデル 1)

(モデル 1) において市民の警察信頼を従属変数とし、政策民主性、反応性、受容性、そして統制変数である性別と年齢、結婚の有無、居住家族の有無、犯罪被害経験を独立変数として設定して分析した結果、[図-79] のように回帰式の説明力である調整済み R² は 0.118 で独立変数は警察信頼分散の 11.8% を説明し、それによる統計 F 値は有意水準 $p < 0.001$ から 14.935 となることで本回帰モデルは有意なものと提示された。

[図-79] 回帰モデルに対する分散分析 (モデル 1)

モデル	平方和	自由度	平均平方	F 値	有意確率
回帰	1035.899	7	147.986	14.935	.000 ^b
残差	7134.177	720	9.909		
合計	8170.076	727			
R ² 乗 (調整済み R ² 乗) = 0.127 (0.118)					

[図-80] に示すように、独立変数として設定された変数の影響程度を見ると、「民主性と反応性」 ($\beta = 9.753$, $p < 0.001$) は市民の警察信頼に有意な影響を及ぼすことが分かった。公線性統計量の分析結果は公差平均が 0.862、VIF 平均が 1.160 であるため、多重公線性問題はないと考えられる。分析結果は、警察政策が民主性と反応性だと認識する市民であればあるほど、警察をより信頼することを示している。

⁶⁹ 回帰分析と相関分析の違いは、相関分析は二つ以上の変数がどの程度の相関性を持っているかを調べるのが主な目的であり、回帰分析は変数間の影響関係を通じた予測を目標とする分析である。前掲書、187 頁より筆者翻訳引用。

[図-80] 市民の警察信頼に対する多重回帰分析 (モデル1)

モデル	非標準化係数		標準化係数	t 値	有意確率	共線性の統計量	
	B	標準誤差	ベータ			許容度	VIF
(定数)	6.526	0.759		8.596***	0.000		
性別_ダミー (男性=1)	-0.134	0.235	-0.020	-0.568	0.570	0.985	1.016
年齢	-0.180	0.101	-0.065	-1.783	0.075	0.906	1.103
結婚の有無	-0.158	0.101	-0.056	-1.566	0.118	0.965	1.036
同居家族の有無	-0.039	0.104	-0.014	-0.378	0.706	0.868	1.152
犯罪被害経験	-0.170	0.128	-0.048	-1.332	0.183	0.949	1.054
民主性と反応性	1.274	0.131	0.366	9.753***	0.000	0.862	1.160
受容性	-0.240	0.138	-0.063	-1.736	0.083	0.910	1.099

* <0.05, ** <0.01, *** <0.001

(2) 「警察政策的モデル」、「適切性を備えた警察活動認識モデル」と「市民の警察信頼」(モデル2)

(モデル2)で市民の警察信頼を従属変数とし、警察政策の民主性と反応性、受容性、市民の警察協力と警察の正統性、手続き的公正性認識、警察への苦情、警察活動の効果性認識、警察の責任と統制変数である性別と年齢、結婚の有無、同居家族の有無、犯罪被害経験を独立変数として設定して分析した結果、[図-81]に示すように回帰式の説明力である調整済みR²は0.609として独立変数は警察信頼分散の60.9%を説明し、それにとまなう統計量F値は有意水準 $p < 0.001$ から95.519と現れたことで本回帰モデルは有意なものと提示された。調整済みR²=0.609は一般的な社会科学研究では非常に高い数値である。

[図-81] 市民の警察信頼に対する多重回帰分析 (モデル2)

モデル	非標準化係数		標準化係数	t 値	有意確率	共線性の統計量	
	B	標準誤差	ベータ			許容度	VIF
(定数)	2.443	0.628		3.890***	0.000		
性別_ダミー (男性=1)	0.014	0.158	0.002	0.091	0.928	0.969	1.032
年齢	-0.205	0.068	-0.074	-3.031**	0.003	0.898	1.113
結婚の有無	-0.093	0.067	-0.033	-1.386	0.166	0.953	1.049
同居家族の有無	0.009	0.070	0.003	0.125	0.901	0.860	1.163
犯罪被害経験	-0.110	0.087	-0.031	-1.269	0.205	0.914	1.094
民主性と反応性	0.283	0.105	0.081	2.702**	0.007	0.594	1.683
受容性	-0.547	0.121	-0.144	-4.537***	0.000	0.530	1.886
市民の警察協力と警察正統性	0.715	0.151	0.164	4.728***	0.000	0.446	2.240
手続き的公正性認識	2.065	0.115	0.547	17.969***	0.000	0.580	1.724
警察への苦情申立	-0.072	0.051	-0.037	-1.418	0.157	0.784	1.275
警察活動の効果性認識	0.021	0.141	0.005	0.150	0.881	0.457	2.188
警察の説明責任	0.777	0.112	0.228	6.920***	0.000	0.495	2.020

* <0.05, ** <0.01, *** <0.001

[図-82]に示すように、独立変数として設定された変数の影響の程度を見ると、「年齢」($\beta = -3.031$, $p < 0.01$)、「警察政策の民主性と反応性」($\beta = 2.702$, $p < 0.01$)、「警察政策の受容性」($\beta = -4.537$, $p < 0.001$)、「市民の警察協力と警察の正統性認識」($\beta = 4.728$, $p < 0.001$)、「手続き的公正性認識」($\beta = 17.969$, $p < 0.001$)、「警察の説明責任」($\beta = 6.920$, $p < 0.001$)は有意な影響を与える。

[図-82] 回帰モデルに対する分散分析 (モデル 2)

モデル	平方和	自由度	平均平方	F 値	有意確率
回帰	5031.502	12	419.292	95.519	.000 ^b
残差	3138.574	715	4.390		
合計	8170.076	727			
R2 乗(調整済み R2 乗) = 0.616 (0.609)					

公線性統計量の分析結果は公差平均が0.591、VIF平均が1.778であるため、多重公線性問題はないと考えられる。分析結果は警察政策の民主性と反応性に対する認識が高く、市民の警察協力と警察の正統性認識が高く、警察の手続き的公正性と責任に対する認識が高いと感じる市民であればあるほど、警察政策に対して市民は、受容性が低いと認識すればするほど、そして年齢が若いほど警察をより信頼することを示している。

分析結果の検証

1) 仮説の検証

研究調査と統計分析を通じて仮説を検証した結果、[図-83]のように検証結果が分かった。

[図-83] 仮説の検証

区分	内容	検証結果
仮説1	民主性は、市民の警察信頼に“正(+)"の有意な影響を及ぼすだろう。	採択
仮説2	反応性は、市民の警察信頼に“正(+)"の有意な影響を及ぼすだろう。	
仮説3	受容性は、市民の警察信頼に“正(+)"の有意な影響を及ぼすだろう。	棄却
仮説4	警察の責任は、市民の警察信頼に“正(+)"の有意な影響を及ぼすだろう。	採択
仮説5	警察の苦情申立は、市民の警察信頼に“正(+)"の有意な影響を及ぼすだろう。	棄却
仮説6	警察正統性は、市民の警察信頼に“正(+)"の有意な影響を及ぼすだろう。	採択
仮説7	警察協力は、市民の警察信頼に“正(+)"の有意な影響を及ぼすだろう。	
仮説8	手続き的公正性は、市民の警察信頼に“正(+)"の有意な影響を及ぼすだろう。	採択
仮説9	警察活動の効果性は、市民の警察信頼に“正(+)"の有意な影響を及ぼすだろう。	棄却

調査分析の結果、独立変数および従属変数に対する技術的分析から回答者の平均値を通じて警察苦情申立平均値が3.24で最も高く、市民警察協力平均値が1.82で最も低かった。また、従属変数である警察の信頼平均値は2.10であった。

因子間の相関関係を把握する分析を通じて従属変数である市民の警察信頼に影響を及ぼす独立変数9つは7つ(①「私的空間発生犯罪に対する警察政策の反応性と民主性」②「市民の警察協力と警察の正統性認識」③「手続き的公正性認識」④「警察活動の効果認識」⑤「私的空間発生犯罪に対する警察政策の受容性」⑥「警察の説明責任」⑦「警察への苦情申立」との相関関係を)成分で縛られることを確認した。

検査ツールの妥当性が立証されたため研究の信頼度を考慮しなければならず、信頼度分析を行った結果、各アンケート要因の信頼度が0.753~0.937であることから、各アンケート項目が要因に対して高い内部一貫性を確認した。

従属変数である市民の警察信頼と因子分析を通じて命名された7つの因子の相関関係を把握するために Pearson 相関関係を算出した。その結果、従属変数である市民の警察信頼と「私的空間発生犯罪に対する警察政策の反応性と民主性」($r = .336, p < 0.01$)、「市民の警察協力と警察の正統性認識」($r = .298, p < 0.01$)、「手続き的公正性認識」($r = .739, p < 0.01$)、

「警察活動効果認識」($r=.296, p<0.1$)、「警察の説明責任」($r=.623, p<0.1$)、「警察に対する不満提起」($r=.247, p<0.1$)との間で有意な正(+)の相関関係を示すことを確認した。市民の警察信頼と「私的空間発生犯罪に対する警察政策受容性」との間には有意な相関関係がないことが分かった。

t-検定統計方法を通じて性別をはじめ人口社会学の変数は警察信頼水準には統計的に有意な差が存在しなかったことが分かった。

回帰分析を通じて警察政策モデルと市民の警察信頼の間には、警察政策が民主性と反応性に対して認識する市民であればあるほど警察をより信頼するということが確認した。

以後、警察政策モデルと適切性を備えた警察活動モデルが市民の警察信頼に有意な影響があるかどうかについて分析した結果、警察政策の民主性と反応性に対する認識が高く、市民の警察共助と警察の正統性認識が高く、警察の手続き的公正性と責任に対する認識が高いと感じる市民ほど、警察政策に対して市民は受容性が低いと認識すればするほど、そして年齢が若いほど警察をより信頼することが分かった。

このような過程を通じて調査研究の仮説が検証されることができた。

2) 分析結果の検証

本研究の分析結果を要約すれば、警察政策の民主性と反応性認識、市民の警察協力と警察の正統性認識、手続き的公正性認識、警察の説明責任認識、年齢変数が警察に対する市民信頼に統計的に有意な影響を及ぼすことを示している。しかし性別、結婚の有無、居住家族の有無、犯罪被害経験、警察への苦情、警察活動の効果性認識などの変数は警察に対する市民信頼に統計的に有意な影響を及ぼさないことが分かった。

また、この研究の分析結果は市民の警察信頼を評価するにあたって、警察政策的モデルと適切性を備えた警察活動認識モデルの両方が重要な因子になりうることを示している。

特に適切性を備えた警察活動認識モデルで手続き的公正性認識の影響力が市民の警察協力と警察の正統性認識より4倍以上大きいことが分かった点は非常に意味のある部分だと言える。

まとめ

私的空間で発生する犯罪における警察政策と適切性を備えた警察活動が市民の警察信頼に及ぼす影響における市民信頼は、市民が警察政策の民主性と反応性の認識が高かった時、そして警察の正統性と警察が説明責任を果たした時、市民の対警察協力がよくなり、警察活動の効果を認識すればするほど警察に対する信頼が高まる結果を示した。警察活動が最適に機能するためには、警察に対する市民の信頼が必要であることが改めて確認された。市民が警察を正統だと認識してこそ、警察の法的権限が市民によって受け入れられることを意味する。これは市民が警察に喜んで順応し、犯罪や無秩序対策を行う上で警察と協力するようすことができることを意味する。

私的空間で発生する犯罪に効果的に対処する場合、警察を信頼し、警察活動に協力することが非常に重要とされる犯罪である。私的な空間において、私的な関係内で発生する犯罪であるため、被害者が警察をどれだけ信じて犯罪被害から抜け出すことができるか、そして市民が警察をどれだけ信頼するかによって積極的に申告し、知らせようとする努力が初めてできるようになる。私的空間で発生する犯罪に対応する警察の態度に関して、どれほど適切性を備えた警察活動を行うかによって市民が協力したり、あるいは協力しなかったりすることになる。この市民と警察の協力関係により、犯罪に対して斬新で、多種多様な警察政策が生まれる可能性がある。

警察活動における政策的観点と適切性を備えた警察活動は、市民の警察信頼に影響を及ぼす要因となり、警察への信頼

を向上させることは、警察と市民との間の好循環構造を通じて、警察が法執行を行う際に市民から支持され正当かつ肯定的な組織として認識される。

この研究の分析結果は、警察に対する市民の信頼を向上させるためのいくつかの政策的含意を示している。それは警察に対する市民の信頼を向上させるためには、①警察政策の民主性と反応性に対する認識が高く、②市民の警察協力と警察の正統性認識が高く、③警察の手続き的公正性と責任に対する認識が高いと感じる市民であればあるほど、警察政策に対して市民は受容性が低いと認識すればするほど警察を信頼することが分かった。

特に重要な含意は適切性を備えた警察活動モデルの因子（民主性、反応性、受容性）だけでなく、政策的観点を加えた警察政策的モデルもやはり日本社会において警察信頼を予測するのに適用できるということを示した。

適切性を備えた警察活動認識モデルにおいて手続き的公正性認識の影響力が市民の警察協力と警察の正統性認識より4倍以上大きく警察信頼に対して影響を及ぼすという点である。つまり警察は私的空間で発生する犯罪に対応するに際して、市民信頼に影響を及ぼす要素を把握し集中することで市民の信頼をより多く獲得できることを示す。「警察政策的モデル」によれば、警察政策の実行における民主性と反応性に対する認識が高いほど市民は警察を信頼し、「適切性を備えた警察活動モデル」によると、警察活動が適正に行われ、手続きに合わせて責任を果たせば警察は（市民からの）正統性を持って正しい法執行が可能となり、警察に対する市民信頼を向上させることができる。

資料

第 1539 号

警察活動に対する市民アンケート調査

このアンケートは、警察活動、組織への理解、感情などを調査することで、警察に対する信頼度を測り、日本における警察の説明責任の状況を解明することを目的としています。

調査結果は「〇〇という回答が何%」というように数字としてまとめますので、どなたがどのようなお答えをなさったかについて知られることは一切ありません。

ご協力をよろしくお願いいたします。

記入にあたってのお願い

- ☆ この調査にご協力いただくのは、封筒のあて名のご本人様です。ご自身のお考えを記入してください。
- ☆ 質問文にしたがって、あてはまる選択肢の番号に○をつけてください。
- ☆ わかりにくい言葉や表現が出てきたときなどは、わかる範囲でお答えください。
- ☆ 記入は黒または青色の鉛筆・ペン・ボールペンでお願いいたします。
- ☆ お時間のあるときに少しずつ記入していただいても構いませんので、最後の質問までご回答をよろしくお願いいたします。
- ☆ お忙しいところ誠に恐縮ですが、2月28日（金）までに同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、ご投函くださいますようお願いいたします。なお、この調査票と返送用封筒には、お名前やご住所を書いていただく必要はありません。

2023年2月

【調査主体】

京都産業大学 社会安全・警察学研究所
京都府京都市北区上賀茂山本町 37

【調査実施機関・お問い合わせ先】

東京都中央区銀座5丁目15番8号 時事通信ビル7階
一般社団法人 中央調査社
ウェブサイト <https://www.crs.or.jp/>
電話：0120-48-5351（フリーダイヤル） または、03-3549-3125

はじめに、あなたご自身のことについておうかがいします。

⑩=

Q 1. あなたの性別を選んでください。(○は1つ)

- | | |
|----------|----------|
| 1 | 2 |
| 女 性 | 男 性 |

Q 2. あなたの年齢について、当てはまるものを選んでください。(○は1つ)

- | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60歳以上 |

Q 3. あなたは結婚していますか。この中から、当てはまるものを選んでください。(○は1つ)

- 1 結婚している
- 2 結婚したことがない
- 3 結婚していないが、パートナーと暮らしている (事実婚や同性のパートナーなど)
- 4 離婚した
- 5 死別した

Q 4. 同居家族の有無について、当てはまるものを選んでください。(○は1つ)

- 1 単身世帯
- 2 夫婦のみ (事実婚や同性のパートナーなどを含む)
- 3 異性の友達と一緒に居住
- 4 家族と一緒に居住
- 5 その他 ()

Q 5. あなたはこれまでに何らかの犯罪被害にあったことがありますか。当てはまるものを選んでください。(○は1つ)

- 1 あ る
- 2 な い
- 3 自分は犯罪被害にあったことはないが、警察に通報したことがある
- 4 答えたくない

Q 6. あなたのお住まいの地域について、当てはまるものを選んでください。(○は1つ)

- | | | | |
|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 1 北海道 | 3 関東地方 | 5 近畿地方 | 7 四国地方 |
| 2 東北地方 | 4 中部地方 | 6 中国地方 | 8 九州地方 |

Q7. 警察の民主性についておたずねします。(1)～(5)について、お考えに当てはまるか、当てはまらないか、それぞれ1つずつ選んでください。(○は1つずつ)

		当てはまる	どちらかといえは 当てはまる	どちらかといえは 当てはまらない	当てはまらない
	記入例 →	1	2	3	4
1)	警察は、DV・児童虐待・高齢者虐待の被害者に対して、性別や国籍などとは関係なく、公正かつ丁寧に対応していると思う。	1	2	3	4
2)	DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪に対する政策は、うまく行われていると思う。	1	2	3	4
3)	DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪に対して、警察の捜査能力は優れていると思う。	1	2	3	4
4)	警察のパトロール活動は、DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪への予防効果を有していると思う。	1	2	3	4
5)	警察は、DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪を、効果的に抑止していると思う。	1	2	3	4

※DV：ドメスティック・バイオレンス（家庭内暴力）

Q8. 警察の反応性について、お考えに当てはまるものを選んでください。(○は1つずつ)

		当てはまる	どちらかといえは 当てはまる	どちらかといえは 当てはまらない	当てはまらない
	記入例 →	1	2	3	4
1)	警察は、DV・児童虐待・高齢者虐待の犯罪被害者に対して、被害者保護のサービスを伝える必要があると思う。	1	2	3	4
2)	警察は、DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪の被害者の必要性に応じて、相談センターや保護センターといった関係機関と連携しなければならないと思う。	1	2	3	4
3)	私は、DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪に対応する現在の警察活動に満足している。	1	2	3	4
4)	警察は、DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪に対する支援を要請した人を、効果的に助けていると思う。	1	2	3	4
5)	警察は、DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪に対応するため、十分なサービスを提供していると思う。	1	2	3	4
6)	警察の積極的介入（例：家庭内での出来事に対する法執行、児童と保護者の分離措置等）は、DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪に効果的な対処方法であると思う。	1	2	3	4

Q 9. 警察の受容性について、お考えに当てはまるものを選んでください。(○は1つずつ)

		当てはまる	どちらかといえば 当てはまる	どちらかといえば 当てはまらない	当てはまらない
記入例 →		1	2	3	4
1)	警察は、他の事件よりも DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪に対する通報に迅速に対応しなければならないと思う。	1	2	3	4
2)	警察は、他の犯罪よりも DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪が発生した事件に積極的に介入しなければならないと思う。	1	2	3	4
3)	私自身、DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪が発生した時の、通報と事件の処理過程をよく知っていると思う。	1	2	3	4
4)	DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪を処理するうえで、警察官個人の責任は重要だと思う。	1	2	3	4
5)	DV・児童虐待・高齢者虐待といった犯罪は迅速に処理されなければならない。そして、まず被害者を加害者から保護するために両者を引き離すことが重要だと思う。	1	2	3	4
6)	DV・児童虐待・高齢者虐待といった私的空間で発生する犯罪は、被害者を虐待する加害者から引き離すことができれば、その加害行為は止まると思う。	1	2	3	4

Q10. 警察の正統性について、お考えに当てはまるものを選んでください。(○は1つずつ)

		当てはまる	どちらかといえば 当てはまる	どちらかといえば 当てはまらない	当てはまらない
記入例 →		1	2	3	4
1)	警察は必要な法律をしっかりと理解して任務を遂行していると思う。	1	2	3	4
2)	警察は必要に応じて法律に基づき加害者を逮捕していると思う。	1	2	3	4
3)	私的空間で発生する犯罪に対応する際に、警察が法的手続きを守ることは非常に重要だと思う。	1	2	3	4
4)	市民はたとえ警察の命令に賛同していなかったとしても、警察の指示には従わなければならないと私は思う。	1	2	3	4
5)	私は警察に従わなければならない道徳的義務を感じている。	1	2	3	4
6)	警察の法律違反は正当化されないと思う。	1	2	3	4
7)	警察は市民に対し、警察がとる対応について率直に説明しなければならないと思う。	1	2	3	4

Q11. 市民の警察協力について、お考えに当てはまるものを選んでください。(○は1つずつ)

		当てはまる	どちらかといえ ば 当てはまる	どちらかといえ ば 当てはまらない	当てはまらない
記入例 →		1	2	3	4
1)	私は警察の捜査活動のために必要があるなら、喜んで警察を助けるつもりだ。	1	2	3	4
2)	私は犯罪行為や不審な行為を目撃した場合には、警察に通報するだろう。	1	2	3	4
3)	私は警察の犯罪予防活動に積極的に協力するつもりだ。	1	2	3	4
4)	私は警察から頼まれたら、喜んで警察を助けるつもりだ。	1	2	3	4

Q12. 警察活動の効果性認識について、お考えに当てはまるものを選んでください。(○は1つずつ)

		当てはまる	どちらかといえ ば 当てはまる	どちらかといえ ば 当てはまらない	当てはまらない
記入例 →		1	2	3	4
1)	警察は犯罪に効果的に対応していると思う。	1	2	3	4
2)	警察はDV 関連の犯罪に効果的に対応していると思う。	1	2	3	4
3)	警察は児童虐待犯罪に効果的に対応していると思う。	1	2	3	4
4)	警察は高齢者虐待犯罪に効果的に対応していると思う。	1	2	3	4
5)	警察は市民の通報に迅速に対応していると思う。	1	2	3	4
6)	警察は発生した犯罪を解決するため効率的な対応をとっていると思う。	1	2	3	4
7)	警察は市民の通報に対して積極的に対応する努力をしていると思う。	1	2	3	4

13. 手続き的公正性認識について、お考えに当てはまるものを選んでください。(○は1つずつ)

		当てはまる	どちらかといえば 当てはまる	どちらかといえば 当てはまらない	当てはまらない
記入例 →		1	<input checked="" type="radio"/> 2	3	4
1)	警察は客観的事実に基づく意思決定をしていると思う。	1	2	3	4
2)	警察は法を執行する際に、市民に対して自分たちの決定および措置を十分に説明しようと努力していると思う。	1	2	3	4
3)	警察は個人的偏見ではなく事実に基づいて決定を下していると思う。	1	2	3	4
4)	警察は法律を正確に理解して適用していると思う。	1	2	3	4
5)	警察は規則を誰に対しても一貫性をもって適用していると思う。	1	2	3	4

Q14. 警察への信頼について、お考えに当てはまるものを選んでください。(○は1つずつ)

		当てはまる	どちらかといえば 当てはまる	どちらかといえば 当てはまらない	当てはまらない
記入例 →		1	<input checked="" type="radio"/> 2	3	4
1)	私は警察を誇りに思っている。	1	2	3	4
2)	私は警察を信頼している。	1	2	3	4
3)	私は警察をおおむね正直だと思う。	1	2	3	4
4)	私は警察が法律に基づいて常に行動していると思う。	1	2	3	4

Q15. 警察の責任について、お考えに当てはまるものを選んでください。(○は1つずつ)

		当てはまる	どちらかといえは 当てはまる	どちらかといえは 当てはまらない	当てはまらない
	記入例 →	1	2	3	4
1)	私は警察が透明性を持っている機関だと思う。	1	2	3	4
2)	私は警察が自分たちの活動を市民によく説明していると思う。	1	2	3	4
3)	私は警察が市民とよく対話(コミュニケーション)をしていると思う。	1	2	3	4
4)	私は警察が市民の意見・要望をよく聞いていると思う。	1	2	3	4

Q16. 警察への苦情申立に関して、お考えに当てはまるものを選んでください。(○は1つずつ)

		当てはまる	どちらかといえは 当てはまる	どちらかといえは 当てはまらない	当てはまらない
	記入例 →	1	2	3	4
1)	警察への苦情申立制度を知っている。	1	2	3	4
2)	警察への苦情を警察組織に申し立てたことがある。	1	2	3	4
3)	警察への苦情を警察組織以外の機関に申し立てたことがある。	1	2	3	4
4)	警察に苦情を申し立てても無駄だと思う。	1	2	3	4
5)	私は警察への苦情申立を、独立した第三者機関に任せた方が良いと思う。	1	2	3	4

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。同封の返信用封筒

(切手不要)に入れて、2月28日(火)までにご投函ください。

調査票や封筒には、お名前やご住所を記入する必要はございません。